

令和6年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和6年12月16日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 堀越 賢二 議員
- (2) 宇野 武則 議員
- (3) 松本 進 議員

令和6年12月16日開議

(令和6年12月16日)

| 議席順 | 氏 名       | 出 欠 |
|-----|-----------|-----|
| 1   | 平 井 明 道   | 出 席 |
| 2   | 村 上 ま ゆ 子 | 出 席 |
| 3   | 蕎 麦 田 俊 夫 | 出 席 |
| 4   | 下 垣 内 和 春 | 出 席 |
| 5   | 今 田 佳 男   | 出 席 |
| 6   | 山 元 経 穂   | 出 席 |
| 7   | 高 重 洋 介   | 出 席 |
| 8   | 堀 越 賢 二   | 出 席 |
| 9   | 川 本 円     | 出 席 |
| 10  | 大 川 弘 雄   | 出 席 |
| 11  | 道 法 知 江   | 出 席 |
| 12  | 吉 田 基     | 出 席 |
| 13  | 宇 野 武 則   | 出 席 |
| 14  | 松 本 進     | 出 席 |

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

| 職 名         | 氏 名     | 出 欠 |
|-------------|---------|-----|
| 市 長         | 今 榮 敏 彦 | 出 席 |
| 副 市 長       | 新 谷 昭 夫 | 出 席 |
| 教 育 長       | 高 田 英 弘 | 出 席 |
| 総 務 部 長     | 向 井 直 毅 | 出 席 |
| 企 画 部 長     | 國 川 昭 治 | 出 席 |
| 市 民 福 祉 部 長 | 森 重 美 紀 | 出 席 |
| 建 設 部 長     | 岡 崎 太 一 | 出 席 |
| 教育委員会教育次長   | 沖 本 太   | 出 席 |
| 教育委員会参事     | 大 橋 美代子 | 出 席 |

午前10時00分 開議

議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付しております。この日程のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（高重洋介君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和6年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定しております。

順次質問を許します。

質問順位1番、堀越賢二議員の登壇を許します。

8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第4回竹原市議会定例会一般質問を行います。改進黨の堀越賢二です。どうぞよろしくお願ひいたします。

1点目に、道の駅たけはらの指定管理者の選定についてお伺ひいたします。

本年10月に公募型プロポーザル方式により選考会が実施されましたが、参加事業者は1事業所のみで、その事業者からの提案とヒアリングが行われた結果、合格ラインに達せず、不採択という結果になりました。この結果を受け、再公募し11月に2回目の選考会にて新しい指定管理者が決定しました。

令和7年4月1日から指定管理となりますが、現在の指定管理者である株式会社いいね竹原が引き続き選定され事業実施をしていくことは、市内事業者による指定管理となり一安心しております。しかしながら、1回目の選定では合格ラインにのらず落選となり、再公募を受け再度選定委員会で審議された結果、選定されたということでお伺ひいたします。

1つ目に、株式会社いいね竹原によるプレゼンテーションは1回目と2回目で大きく違いはあったのかお伺ひいたします。

2つ目、道の駅たけはら指定管理候補者選定委員会の委員構成はどのように決定したのかお伺ひいたします。

3、1回目は応募が1者ということですが、複数でなかったことで審査に影響があったとは考えられなかったのかお伺いいたします。

4つ目、発注者と受注者との関係性がある中で、優越的な立場からの言動などはなかったのかお伺いいたします。

5つ目、たけはら海の駅と合格ラインの設定が違うのはなぜなのかお伺いいたします。

2点目に、竹原市立学校適正配置計画、大乘小学校区についてお伺いいたします。

今までに何度か一般質問をさせていただきましたが、今回は改めて今までの経緯と進捗状況などについて質問をさせていただきます。

現在、準備委員会において地域からの要望などを聞きながら計画を進めていると思いますが、教育委員会からの方向性の説明などにおいて、関係者から異論などが出てきている状況だと思います。特に、児童を通わず保護者の方々からは、通学方法について教育委員会が示した方向性の説明を受け、緊急全校集会が開かれ、保護者の声が集められました。

その声は、教育委員会からの内容は理解できないという声であり、現時点ではそれを受け、教育委員会からは新たな方向性が示されたところだと思います。

また、大乘小学校閉校プロジェクトチームが発足し、PTA役員を中心に地域の方々や校長、教頭先生たちと共に大乘小学校でのたくさんの思い出や、後世に残しておきたい学校の歴史などについて会議が開催されています。その中で、記念誌の発行や小学校区のみでなく、多くの方が参加できるマルシェの開催などが検討されています。閉校に向けカウントダウンが始まっていますが、悲観的に考えるのではなく、今後につながる事業として非常に前向きに取り組んでおられます。

このような活発な動きがある中、竹原市としてどのように向き合って計画を進めていくのかお伺いいたします。

1、大乘小学校区が他校と違う道路状況にあり、通学路についても安全最優先を大切にしてきたという経緯は御存じでしょうか。これらの経緯からも、より安全で安心できる通学方法が確立されるべきだと思いますがいかがでしょうか。

2、北部地区と違い、今回の適正配置計画により大乘地区から学校が姿を消してしまいます。この事実は大きなものであり、他地区と同列に並べてはならないと思います。コミュニティ・スクールをうたう竹原市において、このことをどのように捉えられておられるのかお伺いいたします。

3、記念誌の発行などにおいて、無駄に加飾されたものを作成する気はありませんが、

一定の予算がないと成果物としての満足のいくものがないと思います。竹原市からの支援が必要だと思いますがいかがでしょうか。

地域の声を聞き、地域に寄り添う、地域の人々に寄り添う、地域の一人だと思い行動する。このことが大切だと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 堀越議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の道の駅たけはらの指定管理者の選定についての御質問でございます。

道の駅たけはらの指定管理者の選定に当たっては、地域情報の発信と地元産品販売による地域活性化に寄与することや、地域の防災拠点として市民の福祉の向上を図ることを目的として、指定管理者を公募したところであります。

候補者の選定につきましては、10月11日に開催した第2回指定管理候補者選定委員会において、申請のあった事業者1者が基準点に達していなかったことから不採択となり、再公募により11月27日に開催した第3回選定委員会における審査において、指定管理候補者として道の駅たけはらコンソーシアムを選定いたしました。

再公募における提案内容につきましては、市が求める要求水準や、第2回選定委員会における委員からの質問内容及び指摘事項を踏まえ、修正された提案書に沿って具体的な説明が行われたものであります。

次に、選定委員会の委員構成につきましては、公の施設の指定管理者制度に関する基本指針に基づき、委員長を副市長とし、学識経験者として観光分野や経済農学分野に精通した大学教授をそれぞれ選定するとともに、市内金融機関の支店長、地元事業者、利用者である女性代表、関係する建設部長を含めた7名であります。

なお、1回目の募集では応募は1事業者のみでありましたが、選定に当たっては、公募によって提出された事業計画書やプレゼンテーションの内容により、公正に審査が行われたものと考えております。

次に、選定委員会においては、募集要項及び仕様書を踏まえて、各委員から主要ターゲットの設定、レストランのメニューや価格設定、売店のレイアウト、売上目標などの提案

内容等に質疑が行われ、特に優越的な立場からの言動などはなかったものと考えております。

次に、たけはら海の駅との合格ラインの設定の違いにつきましては、道の駅については、全国的な事例をはじめ、近隣の道の駅の募集状況を参考にするとともに、委員からの安定した経営を求める意見も踏まえ、選定委員会において合格ラインが設定されたものであります。

指定管理者として運営していただく道の駅たけはらコンソーシアムにおいては、施設利用者のニーズも踏まえ、利用者の満足度の向上や利用者数の増加、さらには地域のにぎわいにつながるよう出品者や関係事業者ともしっかり連携しながら取り組んでいただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（高重洋介君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 堀越議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問でございます。

適正配置計画に定める大乘小学校と竹原小学校の円滑な統合に向け、令和6年9月に第2回、10月に第3回の大乗小学校統合準備委員会を開催し、通学支援の方法等について協議を行っているところであります。

具体的には、第2回の準備委員会において、遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱に基づき路線バスの通学支援を実施することを説明し、また第3回の準備委員会においては、路線バスでの立ち乗りを解消し、安全で安心な通学とするため、立ち乗りが想定される間は1、2年生をスクールタクシーで通学支援することを提案しているところであります。

通学については、多様な関係者が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保する必要があると考えており、大乘小学校の統合後においても、子供たちが安全で安心して通学できるよう関係者との調整に取り組んでまいります。

学校につきましては、児童生徒の教育のために設置している施設であるとともに、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であり、防災、保育、地域の交流の場となるなど、様々な機能を有している場合も多く、統合後においてはこうした地域コミュニティの核としての性格に配慮が必要であると考えております。

とりわけ、令和3年度に市内の全小中義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入し

た本市においては、地域と学校との間の連携がより強くなり、地域が子供たちを育て、子供たちが地域に活力を与えるといった関係がより強固になっていることから、竹原市立学校適正配置計画を策定後、大乘小学校区のみならず、統廃合の対象となっている学校区の説明会において、様々な地域の方から学校がなくなると寂しくなるといった御意見もいただいているところであります。

教育委員会といたしましては、こうした地域住民の思いを受け止め、統廃合後のよりよい学校づくりはもとより、コミュニティ・スクールの仕組みをこれまで以上に機能させていく必要があると考えていることから、学校が持つこれまでの地域コミュニティの核としての性格を補完していくため、地域、学校、行政がそれぞれ当事者としての責任を果たしながら協働して取り組むことが重要であることを念頭に置き、今後における地域と学校との連携の在り方について、準備委員会においてしっかりと協議してまいりたいと考えております。

大乘小学校と竹原小学校の統合における支援などの取組については、令和7年度において、両校の児童が交流する機会をこれまで以上に多く設け、竹原地区と大乘地区それぞれの地域について学習し合い、相互に理解し合うことによって統合後の学習環境や学校生活が円滑に行われるよう、両校の児童の関係を深めてまいりたいと考えております。

また、大乘小学校が大乘地区の教育拠点として積み重ねてきた歴史と伝統、数々の功績を地域の方々と共有するため、大乘小学校の閉校式を学校、地域と連携し実施することとしており、こうした事業に係る関係予算を令和7年度当初予算に計上する予定としており、記念誌の作成については、学校やPTAなど、関係者と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移ります。

その前に、まず1点目に道の駅たけはらについての一般質問であります。今回の定例会において総務文教委員会に議案第70号として議案が上がっております。そこで、先日、総務文教委員会のほうで、内容については委員の皆さんから非常にたくさんの意見、質疑等が出まして、それに対して理事者側のほうから答弁をいただいたという今の状況にあります。ということですので、質問をいたしました5つの項目、この内容についても委

員会のほうでしっかりと審査がされたようなことでありますので、改めてまた私のほうからこの一般質問において同じことを質疑するのはいささかどうかなというふうに私個人は思いますので、竹原市議会の中のルールといたしますか、そういうものにもありましたので、この件については1点のみ、提案も含めて再質問をさせていただきたいと思います。

その部分とはといいますと、答弁にもありました選考委員のメンバー構成といたしますか、委員長を副市長とし、学識経験者として観光分野や経済農学分野に精通した大学教授をそれぞれ選定するとともに、市内金融機関の支店長、地元事業者、利用者である女性代表、関係する建設部長を含めた7名というふうに答弁がありました。

この委員構成のメンバーについては、十分理解できるものでありますし、皆さんの知見を生かした審査がされたものというふうに思います。ただ、私が思うのは、今までのプロポーザル方式によるものであったりとか、ものを決定するときのその委員のメンバー構成については、今までこうだったからこういうふうな人選になったというものではなくて、現在非常に社会情勢も大きく変化しておりますし、その状況の中であまり前例、慣例にこだわった人選というものは、すべきでないというふうには強く思います。

そうしたことを私は思いますので、人選についてはしっかりと審査をするものの、今までの経緯や背景、現状等々を含めたものを総合的に理解できる方、その部分においてその意見の方がしっかりと審査できる、準備も含めて当日の選考会に臨んでいただける、そういったようなメンバー構成が今後は必要だというふうに考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、委員の選考についてというところでございますけれども、指定管理者の委員の選考につきましては、先ほどの答弁もございましたとおり、公の施設の指定管理者制度に関する基本方針に定めておまして、委員長を副市長、また市役所内の関係部長プラス学識経験者等を加えて選考するという規定になっております。このたびの委員につきましては、先ほどの答弁のとおり7名で構成させていただいたところでございますが、前回の道の駅の公募につきましては地元事業者、利用者女性委員を除いた5人の構成でありましたが、今回については、やはり地元の事業者、また利用者であります女性の意見を聞こうということで7名という形で委員の構成をさせていただいたところでございます。

ただ、議員の質問のとおり、こういった公の施設の指定管理者を選ぶということについ

ては、やはり指定管理者制度の目的及び当該施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができることが重要であると考えております。そういった意味も踏まえまして、今後におきましても選定委員会の委員につきましては、外部の有識者につきましてはやはり透明性、専門性の確保に努めつつも、今の時代といいますか、今の活用方法をよく熟知された委員等を含めた構成で委員会を構成し、選考してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。

それぞれの事柄に対して、しっかりとした委員が選定されることを強く望んでおります。よろしく願いいたします。

それでは、2点目の適正配置計画、こちらのほうは先ほど壇上でも申しましたように、大乘小学校区、こちらのほうについて再質問をさせていただきます。

まず初めに、安心・安全な通学を保護者の方というのは求められております。そういった保護者の方からの意見を丁寧に聞きながら、この準備委員会等々説明において進められているというふうに認識しておりますが、答弁で、第3回目の準備委員会において路線バスでは立ち乗りをしなければならない児童が発生するため、その状況を解消し、安心・安全な通学とするために1年生と2年生はスクールタクシーで通学する支援をする、そういうふうな提案をしたとあります。こちらについて、具体的にはどういうことなのかということをお伺いいたします。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 準備委員会での提案内容についてでございます。

統合後に想定しております大乘小学校区の児童数については30人前後を想定しておりますが、それに対しましてバスの座席数は27席ということでございます。また、通学に活用しようと考えているバスについては忠海発になる。そういった予定としておりますので、ほかに乗客もいらっしゃるが見込まれますので、立って乗車をする児童が必ず出てくるということが想定されるところでございます。

こうして立って乗車した場合に、バスの運転中に急ハンドルでございますとか、急ブレーキ、そういったことで車内事故が発生する、そういった懸念があるということで1、2年生の子供たちを路線バス以外で通学させたら、3年生以上の児童が必ず全員座れて、一定の安全が確保できる、そのように考えたものでございます。よろしく願いします。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。安心・安全な通学に配慮した対応ということではあります。

私が思うのは、保護者からの意見を受けて3回目の提案をしたということではあります。できればこういったようなものは2回目の準備委員会のほうで先行して、教育委員会のほうから安心・安全な通学方法の在り方として1、2年生というか低学年、こちらのほうはスクールタクシーのほうで対応するが、というような部分が前段の部分であってもよかつたのではないかというふうに考えますが、この件についてお伺いいたします。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） スクールタクシーの提案を2回目にしたほうがよかつたのではないかという御指摘でございますが、遠距離通学の支援については、教育長の答弁にもございましたように、市民の間での公平性を確保するという、そういった観点から交付要綱を策定いたしまして、それを運用している、そういったところでございます。

2回目の準備委員会におきましては、まずは基本となるその要綱の内容を御説明いたしまして、そういった上で準備委員会で、委員の皆さんの意見をお聞きすると、そうした上で、多くの市民の皆さんに御理解をいただけるような案といたしまして1、2年生をスクールタクシーで通学支援する、そのことを3回目の準備委員会のほうで御提案させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） おっしゃることはよくよく理解できますが、やはり保護者としたらどうなるのだろうという不安の中で準備委員会に臨んでいるわけでありまして、できるだけ保護者の方、児童の不安を解消するような会議体といいますか、報告の仕方というものも今後必要になってくるのかなというふうに私は思います。

それでは次に、先ほどから申していますように安心・安全な通学のために保護者のほうからは、路線バスでなくてそもそもスクールバスを走らせてほしいという声が、これは圧倒的に大きいというものは理解できます。ただ、それにしても予算であるとか、そういうようなものがあるということは十分に理解しておりますが、理解しておりますが、改めてお伺いしたいと思います。スクールバスをなぜ走らせることができないのか、その理由についてお伺いいたします。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） スクールバスの運行についての御質問でございますが、遠距離通学を行う児童や生徒に対しましては、先ほど答弁いたしましたとおり、遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱に基づき支援を行っているところでございます。

この要綱の内容につきましては、路線バスで通学できる場合は路線バスを活用し、その定期代を補助する、そういった内容となっております。路線バスで通学できない場合は、スクールタクシーによって支援を行うというものでございます。これまでも学校の統廃合はいろいろございましたが、その際におきましてはこの要綱に基づき通学支援を行ってきたところでございます。

この要綱のベースとしてある考え方につきましては、高齢化が進む本市においては誰でも利用できる移動手段として公共交通の維持は重要である、持続可能な公共交通を確保するための公費投入も行っている、そういった観点から公共交通の有効活用を図ること、これは不可欠ではないかと、そういった考えがあるということからでございます。

このたびの大乗小学校の統合の当事者である保護者の皆さんにとりましては、お子さんの負担軽減でございますとか、安全確保など、御心配されているのは十分に理解しているところではございますが、我々行政の立場では、市民の間での公平性の確保、また効率的な行政運営を行う、そういったことも求められます。多くの市民の方に理解していただく必要があると考えておりますので、1、2年生の児童の方はスクールタクシーで、3年生以上の児童の方は路線バスで通学する、こういった案で御理解いただけるように取り組んでまいりたいとそのように考えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） あるものを最大限有効に活用する、限られた予算の中でというふうに理解しております。その点は十分に理解しております。ただ、専用のスクールバスでない路線バス——小学校1、2年生については人数の状況にもよるのでしょうけれどもスクールタクシーを活用するということでしたが——で中学年、高学年、3年生から6年生の児童においては路線バスを使って登校するということでもあります。やはり児童や保護者においては、ちゃんと乗っていってくれるのかなというふうな不安がどうしてもあると思います。こういったようなものは準備委員会でも声が出ているとは思いますが、これらの不安を解消するためにはどのような取組、今までも忠海、吉名とありましたが、特に忠海のほうでも実践していた事例もあろうかと思っておりますので、改めて今回、その不安を解消する取組についてどうするのかをお伺いしたいと思います。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） バス通学の事前の準備の取組についてでございますが、これまでバスに乗ったことのない児童もいらっしゃると思いますし、そういった子供たちが安全にバス通学を行うためには事前の学習が必要と考えておりますので、統合する前に路線バス通学となる児童を対象といたしまして、バスの運行会社と連携した乗り方教室、これを数回実施する予定としております。この取組につきましては、議員が今、御紹介していただいたとおり忠海の統合の際にも行っておりますし、そのときの効果も踏まえながら今回は回数を増やして実施したいと、そういった予定で考えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） なかなか、都会のほうではバスであったり電車であったりというのは本数が非常に多いので、特に時間を気にすることなく次来たものに乗ればよいというようなものもあって、非常に有効な公共交通の移動手段として利用できますが、竹原市においては、近隣の市町もそうですけれども、やはりバスにおいても電車においてもですが、便数が少ないということもあって、ふだんの市民の方の移動の手段としての利用が少ないと思うのですよね。そうなのです、竹原市もバス会社に対しての補助をしておりますし、そういったようなところもあり、バスに乗ること自体が不慣れな、ましてや道路状況、道路が海岸線を背にして狭いというような道路状況等々もあって、やはり今までの通学方法と大きく変わる。生活であまり体験しなかった部分の移動手段が必要とされてくる。そういったようなところがありますので、しっかりと安心・安全なというか、バスの乗り方教室ということをお回数制限せず必要があればしっかりと、先ほど複数回とおっしゃられましたので、不安を取り除けるまでしっかりとした指導をしていただきたいというふうに思います。

そして、路線バスで通学の場合、説明の中で新港橋のバス停、これは中島クリニックさんの前というところのバスの停留所で路線バスを下車して、そこから歩いて竹原小学校まで通学するというふうにお聞きしておりますが、道の駅のほうの駐車場のほうのルートもありますし、県道沿いもあります。こういったルートになるのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 児童たちがバス停に降りた後の通学路についての質問でございますが、通学路の設定につきましては最終的には学校で決定する、そういった

こととなりますが、竹原小学校の現在の校長先生と共に当該歩道を歩き、現地確認をしております。バス停のある国道185号からその先の県道には広い歩道が続いております。より安全が確保できると考えておりますので、現時点におきましては、その歩道を通ることを想定しております。

以上です。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 当該歩道ということなのですからけれども、バス停で下車して道の駅のほうに真っすぐ進んで、そのまま県道沿いを通して小学校に行くというふうなルートの認識でよろしいでしょうか。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） そのルートで現在考えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） いろんな意見というかルートもあると思うのですけれども、まずバスを下車して、道の駅に同じように進んで、それから道の駅のところの横断歩道を渡ってから右折、道の駅たけはらの駐車場のほうですよ、そちらのほうに向かって、昔からある旧道といいますか、そちらのほうを通して小学校に行くというような検討はされないのでしょうか。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 議員が提案されるその道のほうも検討いたしたところではございますが、バス通学が見込まれる児童数、これが15名から20名程度になると、そういったことを想定しております。そうした一定の集団となりますので、そういった集団が歩いて通学する場合、御提案されている道では歩道が少し狭い、そういった感覚で今考えております。そのために、歩道が広い県道を通るほうがより安全ではないかと、そのように考えております。

ただ、いずれにいたしましても、まだこれは決定しているわけではございませんので、児童がより安全に登校する道については引き続き検討してまいりたいとそのように考えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） そうですね。実際にそのルート等々も歩いてみて、実際に歩道が狭いということなのか、それとも十分対応できるものなのかということも含めて、当事

者の声を聞きながら進めていただきたいというふうに思います。

そして、交通量の多い185号線を信号機のある横断歩道ではありますけれども、ここを横断するというふうなことになります。今まで大乘小学校においては、歩道橋等々を活用して、あまり横断歩道を活用して通学するといったようなことは安全性の確保の観点から、陸橋もあるということで、そういうふうなものを利用しながら通学してきたという歴史といいますか、今までの経緯があります。ということで、今回そういうふだんから大乘地区だけで生活しているわけではありませんから、横断歩道を渡る、信号を渡るということはもちろん生活の中で体験はしていることだとは思いますが、やはり児童たちが集まって集団登校なりする場合、いろいろなふだんの話をしながらかみんなで和気あいあいと通学する中では、やはり交通量の多いそういったような国道を横断することは非常に危険性が上がっているというふうに思いますので、この安全対策をどのようにするのかお伺いいたします。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 準備委員会においても、この185号を渡る横断については保護者の皆様も非常に懸念されている事項だとそのように考えております。登校時においては、この通学経路が竹原小学校の通学経路と同じでございます。竹原小学校の児童と併せまして通学の見守りができないか、地域の見守り隊と協議を行っているところでございます。

また今度、下校時においては、これは決められた時間にバスに乗車する必要がありますので、こちらにつきましては会計年度任用職員ですとか、その他の方法によって引率することによって通学時の安全確保が図れるように検討している、そういったところでございます。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。下校時の会計年度任用職員やその他の方法ということですので、これは非常に保護者にとっても不安の解消にとって大きい部分だと思いますので、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

そして、見守り隊の方に、現在もそうなのですけれども、協力をいただけることというのは非常にありがたいことでもありますけれども、どの地区においても見守り隊の方の高齢化というものは非常に懸念されている部分だというふうに思います。なので、ボランティア頼みというところでは、やはり無理が生じてくるのかなというふうに思います。

先ほども少し触れましたが、大乘小学校区では、三永石油さんの前に幅の広いきれいな広い歩道が整備されましたが、そちらのほうも近くにガードレールがしっかりしたものがないから危ないとか、やはり国道のそばはというような声から、せっかくできた歩道ではありませんけれども、そこを活用せずに、少し遠回りになりますけれども、ほかのルートを通って陸橋を渡って通学しているといったような、現状そうであります。そういった中で、その中においても信号のある陸橋のある部分、元のカナメダの床屋さんがあったところの信号になりますけれども、あそこも本当言えば横断歩道をぱっと渡ったらすごく近いのですが、そうでなくて陸橋を渡って安全最優先ということで通学しようということで、児童も集まるので、そこで集まったときには地域の見守り隊の、これは毎朝、本当毎朝なのですよね。もう何十年も見守り隊の坂口さんという方が続けておられます。そういったような地域の方に守られるというのは非常にありがたいことでもありますけれども、先ほど言ったように高齢化も進んでおります。そういったようなこともしっかりと入れながら、下校時には会計年度任用職員ということでもあります。ただ、ボランティアの方に頼むということではなくて、しっかりとどういうふうな安全が担保できるかというものは今の時期から考えていくべきだというふうに、これはこの地区だけではなく、竹原市内全域において検討すべき材料というふうにも思います。

大乘においては、そういうような特殊ではないのですけれども、児童の安全というところに最大限視点を置きながら通学方法を取ってきたというふうな地域性があることを理解して、当事者の立場になって準備委員会等々で意見を聞きながら進めていっていただきたいというふうに思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） しっかり意見を聞きながら進めてほしいという御指摘でございますが、これまで適正配置計画の取組についてから御説明させていただきますと、この適正配置計画を策定した以降、学校運営協議会や保護者、また地域の皆さんに御説明いたしまして、そして総務文教委員会のほうでも議員の皆さんに御報告を行いながら進めてまいってきたところでございます。

その後においては、大乘小学校の統合について、また北部地区の義務教育学校の設立につきましても準備委員会を立ち上げまして、委員の皆さんの意見を聞きながら進めているところでございます。

先ほどスクールバスのところでも御答弁させていただいたのですが、我々には市民の間

での公平性の確保、また効率的な行政運営を求められているところではございますが、当事者の方々の御心配も解消していく、そういった必要もあると考えております。

その2つが両立を図れるように、今後もしっかり意見を聞きながら取り組んでまいりたいとそうように考えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） そうですね。いろんな要因があるので、こうだということではなくて、いろいろ状況を見ながら判断していく、そのバランス感覚といったものがまさに求められていることだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、この大乘地区においては、学校がなくなるということで、こども園はありますけれども、昔は大乘中学校もありました。そういったような時代背景もありますが、今の児童数等々を鑑みると、この適正配置の中で大乘小学校が廃校になるといったようなところは、地域の方のいろんな声はありますけれども、保護者もそこは理解しているところだというふうに思います。

しかしながら、やはり学校という子供たちが集い、そこで地域の方々と一緒に様々な授業を実施してきたということで、特に活気がなくなるということを地域の皆さんは非常に懸念されております。この小学校の跡地活用については、地域のにぎわいづくりをしっかりと、そこを意識して取り組んでいただきたいというふうに思います。これは地域の方の声も、どういうふうな跡地利用になるのかというのは、先ほども委員会でもありましたように、東野小学校の跡の活用等々にしても、やはり地域の皆さんは気になる場所があります。

地域のにぎわいをどうつくっていくのか、その部分をしっかりとした取組をしていただきたい。これは教育委員会だけの部署の問題ではないと思いますが、教育委員会としてはどのようにこのことについてお考えかお伺いいたします。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 大乘小学校の統合後の跡地活用についてございますが、この大乘小学校の統合につきましては令和8年4月を目指しております。設置管理条例の改正も行われていない中で、大乘小学校の校舎、敷地は現在、行政財産であるということでございます。

今すぐの取組はなかなか難しいと考えておりますが、適切な時期になりましたら、庁内の関係部署と連携いたしまして、地域の意見もお伺いしながら、にぎわいづくりを意識し

た跡地活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 適切な時期ということがありました。あえて今、その適切な時期とはいつかとかということはお伺いしませんが、庁内連携をしっかりと図りながら、地域から広く声を集めるといったようなことは非常に大切なことでもありますので、私としては早く民間での利活用ができるようにして、そうでないと地域の活性化といったようなものは私は図れないというふうに考えておりますので、しっかりとその部分は進めていただきたいというふうに、庁内連携をしっかりと取っていただきたいと思っております。

それでは次に、地域の伝統文化について、どういったようなカリキュラムを盛り込んでいくのか、その点についてお伺いいたします。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 地域の伝統文化について、どのようにカリキュラムに盛り込んでいくのかということですが、基本的に、市内のどこの学校も、その地域の伝統や文化について学ぶこと、これは総合的な学習の時間を中心に行っているところがございます。

したがって、統合後におきましても竹原小学校のカリキュラムの中に、現在大乘小学校の総合的な学習の時間で行ってきた内容を組み入れながら、主に5、6年生のときの総合的な学習の時間で学んでいくことになるかと考えております。

このたびの統合によって、竹原小学校の校区が広がるということとなりますので、子供たちにはより広く竹原の伝統文化を知ることができるようになると、そのように考えております。

以上です。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） これはあれですかね、大乘小学校の大乘地区の歴史や文化、これについても竹原小学校の児童として、竹原地区の児童の方も一緒に学んで、そういったような大乘地区だけでない、他地区とといいますか、竹原小学校区の児童もしっかりとこれから、例えば福田の獅子舞であるとか、そういったような大乘地区の歴史、文化、伝統、そういったようなものにしっかりと触れ合う機会をつくるというような認識でよろしいでしょうか。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） おっしゃるとおり、竹原小学校の現在の児童も、大乘小学校の今、学んでいる伝統文化、この内容がカリキュラムに、竹原小学校の児童全体に入ることになりますので、竹原小学校の児童みんなで大乘小学校の伝統文化のほうも学んでいく、そういった形になろうと考えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） そこはしっかりと広く、そういうふうなもので多くの人に関係すると地域の活性化にもつながってくると思いますので、ぜひとも進めていっていただきたいですし、今まで竹原小学校がPTAとかを中心にして実施していた神明の飾り、とんどの飾りですとか、そういったようなことも高崎にもありますけれども、そういったようなもの的大乗小学校区の児童たちがそちらのほうにもしっかりと参加していくのかなというふうにも理解しております。

今、大乘地域交流センターでは、基本的には大乘小学校の児童を対象にしたような教室とかというものを実施していますが、今、センター長の飛鷹さんが積極的に声かけをしてくれて、今年ある授業においては竹原小学校の児童も大乘地域交流センターの授業に参加したというふうな交流が生まれております。そういったようなものが、これからもっと広い、小学校の中でカリキュラムとして進めていくというふうになれば、これは大乘小学校は閉校にはなったけれども、しっかりとしたそのものは生きてくる、そういうような理解がより深まっていくというふうにも理解しておりますので、その点はカリキュラムにしっかりと盛り込んでいく、以前も申しましたが、その部分は注力していただきたいというふうに思いますので、責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、統合における支援の取組として、両校の児童が交流する機会、先ほどありました。今後のことですけれども、それ以外に、地域のそういったような授業とかではなくて、この令和8年4月に向けて準備段階でしっかりと進めていくこと、そういったようなもの、具体的にどのようなものがあるかお伺いいたします。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 授業の中での児童の交流ということでございますが、まず今年度行った取組については、生活科でございますとか、総合的な学習の時間を中心にオンラインを意図的に活用し、交流を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、11月末に行いました2年生の生活科の時間では、自分が住

んでいる町に何があるのか、そこではどんな仕事をしているのかなど、町探検のまとめを  
お互い15分から20分を目安に発表し、そういった交流をしたところがございます。

来年度は、こうしたオンライン交流だけではなく、両校の児童が直接会って交流するこ  
とができるような活動を意図的に多く仕組むことで、児童同士の関係をさらに深めてまい  
りたいと、そのように考えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 統合後の授業といたしますか、カリキュラムをしっかりと進めていく  
上でも、この準備期間といったようなものは、令和7年度、本当に大事な1年となると思  
いますので、先ほど次長が答弁されたようなもの、オンライン交流だけでなく、直接交  
流できるようなものも、しっかり取り入れながら進めていっていただきたいというふう  
に思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、大乘小学校閉校プロジェクト委員会、こちらのほうが立ち上がりまして、大乘  
小学校の歴史や文化をしっかりと後世に伝えていくためには、やはり記念誌の発行は必要  
であろうということで、現在、部会をマルシェ部会と記念誌部会というふうに2つの部会  
を立ち上げて、それぞれこれから検討していくという段階に入っております。

この記念誌の答弁の中で、作成等については学校やPTAなど関係者と調整を図るとい  
うことですが、どのような調整を図るのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） こういった閉校時の記念誌の発行については、基本  
的にはPTAや地域、そういったところが中心となって作成されるというのが一般的とい  
うふうに考えております。

ただ、この調整を図るということにおいては、財政的な面も含めまして、学校やPTA  
とどのように役割分担するか、そういったことも協議しながら進めてまいりたいと考  
えております。

議長（高重洋介君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 本当に幅広い年代といたしますか、20代、30代、40代、50  
代、60代、70代、そういう人たちが、それぞれ年代によって思い入れが違うといいま  
すか、実際に子供を通わせている保護者の方と、既にお孫さんが通っているような世代の  
方、私もそうですけれども、旧大乘小学校のところに通っていた、木造の校舎に通って  
いた世代と、今の新しい現在の位置にある大乘小学校、それぞれ歴史の中で移り変わって

くことが今まであったわけですが、当事者としての思いというものは様々だと思います。

そういったような方々全ての、部会の中では卒業者の全員の名簿をもうそこに載せてやってやると、冊子というか本みたいなものになるけど、そんなところも大切だよねという意見もあったり、そうはいつでもいろんな予算のこともあるから、あまり華美なものではないけれども、しっかりとしたものが作れたらいいねというふうな、いろんな声が出ております。その部分において、先ほども答弁の中でありましたが、いろいろと声を聞きながらということですが、要望の声といったようなものはまとめないとどんどん大きくなって行って、收拾がつかなくなるということが往々にしてありますが、今の大乘小学校の閉校プロジェクトの委員のメンバーの皆さんは、そこはしっかり理解した上で、分かった上で、物事を進めていくという、私も会議に出ておりますので、空気感とか皆さんの熱量というものは実際に感じております。その部分をしっかりと形にするためにも、行政としてすべきことというふうなものがあるかと思えます。答弁はいただきましたけれども、最後にそういったような地域の声を聞くこと、そして地域に寄り添う、そして地域の人々に寄り添う、そういったようなことが非常に大事なことであり、実際にその地域の一人だというような気持ちを持って、しっかりと教育委員会として対応していくことが非常に保護者の安心の部分にもつながりますし、地域の方の思いを受け止めていただいているのだなというふうな、地域の方から見ての安心の材料にもなると思えますので、そういったようなことを思いを持って進めていくということが非常に大切な部分だと思いますので、その部分については教育長もいま一度ではありますけれども、どういうふうな思いで取り組んでいくのか、その部分を御答弁いただいたらと思います。答弁いただければ私の一般質問は終わります。

議長（高重洋介君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今、堀越議員からたくさんの提案もいただきましたし、後半部分では地域の皆様の熱量といいますか、思いの一端も聞かせていただきまして、しっかりと今後の施策へ生かしていただきたいなというふうに今、思っているところでございます。

これまでも御説明させていただいてきましたように、学校規模の適正化の検討の第一義は、あくまでも、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えて、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものという大前提はございますが、関係者の皆様、こういったことについて御理解いただいて、準備委員会が現在、今日、次長のほうでも答

弁いたしましたように進んでいること、そういった中で、皆さんの思い、私たちの思い、願いというようなものが少しずつでも形になっていっております。

また、今もお聞きしましたように、地域においても未来へ向いていろんな取組を創造していただいている、そういうことについて私は心から感謝しているところでございます。

この上に立って、今御質問ございましたことも含めまして、校区が広がるということも含め、統合による様々な地域の現状を踏まえた取組も、当然に必要であるというふうに思っております。

今回の竹原市立学校適正配置計画の策定に当たり、設置いたしました学校適正配置懇話会の終盤に委員長さんのお計らいによって、委員さんお一人お一人の思いを御発言していただく機会がございました。この中で、委員さんお一人お一人、様々な思いをおっしゃっていただいた中で、母校の存続問題と孫世代の子供たちの未来への責任という、そういう両面を踏まえながら伝統を継承しつつ、いかに未来を向いていくのか、熟考の上、御発言されていたことが私は今も心に残っております。

私は、今後においても、もちろん統合後におきましても、先ほど議員がおっしゃった地域の声を聞き、地域に寄り添う、地域の人々に寄り添う、地域の一人だと思い行動する、これはまさに地域の皆さんを代表しての声であるというふうに私は認識しますが、そういう姿勢を持って、とりわけこういった統廃合に関わっては、教育行政を推進していかなくてはいけないと、こういうふうに思っております。

その上で一言申し上げさせていただきますと、竹原市の市立学校、なかんずく大乘小学校においては、地域の中の学校として、かつての公民館、現在の地域交流センターをはじめとする地域の有形無形の社会教育の機能と結びついて学校が存立している、そういう特色ある地域でございます。こういったことを本日の私どもの答弁でも何回も申し上げたのですが、今市で取り組んでおりますコミュニティ・スクールの取組と融合させて、具体的には、統合後においても校区が広がるということも考慮して、子供たちが地域の伝統や文化を引き継いでいく担い手として育っていくことや、地域の課題を地域の一員として子供たちが一緒に解決していくことなどの機会を創出していく、こういうことに取り組んでまいりたいと思います。

こういったことは、誰かがしてくれるというものではございませんで、地域、学校、行政など当事者一人一人の力を結集して、地域創生を視野に入れた協働、共創型、共に一緒になって力を入れて動いて、共に作り出していく、そういう地域と共にある学校づくり

を目指すことでありまして、学校が地域社会からエネルギーをもらう一方で、地域に住む皆さんも学校からエネルギーをもらう、互助、共助の持続可能な社会を創造することになると思うのです。

そして、個人や周囲の人たち、社会全体が持続的な幸福感、今はやりの言葉で言いますとウェルビーイング、これを体現することにつながっていくと思います。こういう思いを持って、統合後の地域社会隅々まで令和の時代の地域に学び、そして地域に教育課程を開いて行って、学びが温かにその地域に行き渡っていく、そして地域のウェルビーイングが教育の面からも実現していけるようにしっかりと取り組んでまいりたいと、こういうふうに申し上げたいと思います。しっかりと我々もチャレンジして、後ろへ下がるのではなくて、この機会をいいものにしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高重洋介君） 以上をもって8番堀越賢二議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、宇野武則議員の登壇を許します。

13番宇野議員。

13番（宇野武則君） それでは、令和6年第4回定例会一般質問を行います。

1点目として、消滅自治体解消の取組について伺います。

本年11月2日、竹原中学校で文化祭が開催されました。1年生3名が発表されたテーマは、本市が直面している消滅自治体問題でありました。クラス全員で各課題ごとに協議を重ね、最終的に決定されたのが本市をかるたでアピールすることでありました。私は、小学校卒業後1年にも満たない生徒さんたちが、本市の将来を考えての行動に感激と力強さを感じました。我々市政に関わる者として、中1生徒さんたちの行動に思いを寄せ、本市の消滅自治体からの解消に一層努力することを強く認識したところであります。市長は、本市の消滅自治体解消に今後どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いします。

財政改革の取組について伺います。

市長は、就任直後、財政健全化計画を発表、取り組まれた内容は独善的で限定的なものでありました。市長は、自ら取り組まれた財政健全化をどのように評価されているのか、御所見を伺います。

次に、福社会館跡地への商工会議所移転計画（案）は、市長の独断で白紙、解消された。その結果、福社会館は国土交通省の約8,000万円で解体、広場整備をされたが、利用される市民は皆無に等しい。市内一等地でありながら、ひも付き補助金のため、10年間は他に利用できません。広場維持管理費のみが毎年支出されている現状を市長はどのように認識されておられるのか、御所見を伺います。

次に、県合同庁舎への市役所移転は、大幅な遅れによって庁舎改修費は2倍近くになり市民負担増となったことを市長はどのように認識されておられるのか、御所見を伺います。

次に、創建ホーム株式会社所有ビルを市に寄附する案が会頭から発言があり、会員関係者68名の賛成によって決定、同時に会議所移転支援金3,000万円とビル賃貸無償貸与が令和4年5月に新聞報道されました。市長は、商工会議所早期移転と県合同庁舎取得優先に会議所の条件を丸のみされたと推測されますが、私は一般質問で、同ビルを一般企業が経営する場合の賃貸料の質問に対して、市長は年額500万円から1,000万円と答弁されておられます。現在、同ビルは2階以上を商工会議所が業務を再開されておりますが、賃貸、駐車場共に無料であります。商工会議所には、別途市から補助金240万円が毎年支出されております。

一方、市内公共施設は、特例を除き、条例で使用料納入が義務化されております。令和2年、中四国フェリー一元駐車場跡地に市有料駐車場2か所が開設、使用料月額6,000円と4,000円、時間使用料の3種類でほぼ満車と伺っております。周辺には民間駐車場が4か所経営されておりますが、市営有料化に伴い、民間駐車場も増車となったと伺っております。

商工会議所に今後ビル及び駐車場無償貸与は、他の公共施設有料化とは整合性が保たれないのでは、行政運営は中立、公平、公正が基本と思いますが、今後、市長、会頭及び会議所関係者の皆さんとビル有料化を協議の上、理解をいただき、応分の負担を求めるべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

3点目として、旧ゆめタウン問題について再度伺います。

市長は、現在就任7年目になりますが、2度の市長選挙において、市長の後援会会長と

の関係、氏名を再度伺います。

次に、旧ゆめタウン寄附受納問題は、再々新聞報道されたため、市民の関心は非常に高く、我々が市民の質問に正確に答える資料はありません。市長は、旧ゆめタウン寄附受納後は、中央にぎわい創出計画を発表、同時期に議会に特別委員会が設置されたが、審議途上にあったが、市長は、当初から破産管財人からの9月中の受納要請を優先的に9月議会に議案を提出、駐車場取得予算も含め議決されたが、現在も手つかずの状態にあります。今後の取組について、市長の御所見を伺います。

次に、今回の手法としてこれまでとの大きな違いは官民連携手法と説明されたが、官民のうち、民はどのような内容の事業に参加されるのか伺います。

次に、現市役所と旧ゆめタウン中間の市道廃止を発表されたが、地域住民への説明は最優先と思いますが、住民への取組はされたのか。あわせて、住民には合意も法的にも問題なく、市単独で市道廃止ができるのか、市長の御所見を伺います。

次に、旧ゆめタウン解体費については、市の説明は二転三転したが、現在、市提出の解体費は2億5,000万円で、破産管財人提出の解体費とは相当差額があるが、どのような整理をされたのか、市長の御所見を伺います。

次に、旧ゆめタウン建設時の設計図は保存と答弁されたが、用地は塩田跡地のため、周辺地質は軟弱のため、くいは平均28メートル前後と伺っているが、くいも相当数と思うが、くいは全部撤去か一部撤去か、今後どのように取り組まれるか伺います。

次に、旧ゆめタウンのアスベスト吹きつけについて、管財人からの報告書では飛散性のアスベストはないとのことの文書が提出されているが、アスベストは吹きつけ使用はされているが、解体時アスベストは飛散しないので安全という意味に理解してよいのか、解体廃材処分場は安定型か管理型で処分となるのか、市長の御所見を伺います。

次に、市長は、中央にぎわい創出事業整備費については国の有利な補助金が活用できると強調されているが、補助金は一時金と思うが、同時に補助金は各事業別に厳しい縛りがあるが、安易な事業計画で全国自治体で失敗例も拡大と伺っている。事業失敗の場合、国が補助金返還を求めるケースもあり、自治体が補助金返還の場合、市に損害金が生じた場合、自治体住民は当時在職の市長を相手に損害金を求めて住民訴訟が提起されるケースも全国自治体にあると伺っている。現在市長が発表された中央にぎわい創出事業（案）では、全ての事業に補助金採択は相当厳しいと思いますが、現状の取組について市長の御所見を伺います。

次に、旧ゆめタウン解体後の土地評価額に対して解体費が相当高額になると想定されるが、差額分の負担は市民となるが、自己破産した管理会社への利益供与に等しいと思うが、市長はどのように認識か伺います。

次に、旧ゆめタウン建設資金はゆめタウンからの敷金と伺っているが、敷金は契約時の一時保証金で、契約解除の場合、敷金は返還義務が発生すると思うが、さきの議会での市長答弁では、管財人からの報告はないとの答弁でしたが、現在どのように解決されたのかお伺いします。

最後に、公共事業について伺います。

土地区画整理事業は、着工から約40年になります。人口は、当時から約1万人減となっております。今後工期の設定もなく、毎年高額な予算を投じながら整備地は未処分地として残る可能性が非常に高いが、この場合、最終決算はどのように処置されるのか伺います。

一方、市内には空き家、空き地が年々拡大している。市内に相続人が不在、他市に移住の場合は、土地は相当安価で取引されている実態もある。土地区画整理事業は、6年延長も、最終年度として終了すべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

現在、市公共施設の指定管理業務を委託されているが、県外委託をされている図書館、公共下水道浄化センターは市内で運営は十分可能で、全面的に見直しをするべきと思いますが、市長の御見解を伺います。

壇上での質問は以上でございます。答弁によっては自席で再質問させていただきます。  
議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

1点目の消滅自治体解消への取組についての御質問でございます。

本年4月に人口戦略会議により公表された令和6年地方自治体持続可能性分析レポートにおいて、20代から30代の若年女性人口が2020年からの30年間で50%以上減少する自治体が消滅可能性自治体と位置づけられ、本市を含む全国744自治体が該当いたしました。

若年女性人口の減少や出生数の減少は、中・長期的には人口減少を加速させる要因となるため、東京圏から市内への移住を支援する移住就業支援事業や、結婚を希望する人がその希望をかなえられる環境づくりを推進する若者の出会いの機会の創出を図る事業など、

様々な施策に取り組んでいるところであります。

さらに、これまでも取り組んできた人口減少対策を強化するため、市内の人口減少対策推進本部に各部を横断したワーキングチームを置き、本市の人口減少に係る現状分析等を行い、現在、これまでの取組に加え、新たな人口減少対策施策の取りまとめを行っているところであります。あわせて、竹原商工会議所と合同で設置いたしました地域活性化連携会議において、人口減少対策に係る連携事業等について協議を重ねており、官民一体となった人口減少対策にも取り組むこととしております。

こうした取組を具体化して実施することにより、社会減や自然減の緩和を図り、地域ににぎわいと活力を創出することによって人口減少の抑制に努め、竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略の4つの基本目標である、産業を活性化させることでにぎわいをつくる、竹原への新しい人の流れをつくる、結婚・出産の希望をかなえ、子育てしやすい環境をつくる、多様な人々が関わり、竹原の魅力・個性を磨き、元気なまちをつくるの実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の財政改革の取組についての御質問でございます。

財政健全化計画につきましては、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造の確立が急務であったことから、財政健全化に向けた取組を一層強化するため平成31年1月に策定したものであり、歳出では全体の事務事業の洗い出しを行った上で、その中から事務事業や人件費の見直しを行うとともに、歳入ではふるさと応援寄附金やネーミングライツ事業など新たな財源確保に努めることで、財政収支の黒字化と計画最終年度における12億円以上の基金残高の確保を目標に取り組むこととしたものであります。この計画の推進に当たっては、竹原市行財政経営強化推進本部が中心となり、進捗管理を行いながら計画的に取組を進め、その取組状況について市議会に報告するとともに、本市のホームページなどで公表してまいりました。

こうした取組の結果、議員をはじめ、多くの市民の皆様の御理解と御協力もあり、令和4年度末に計画期間より1年早く本計画の目標を達成したところでありますが、行財政改革は不断の取組が重要であることから、引き続き市民の目線に立った効率的かつ効果的な行政運営に取り組み、限られた経営資源の最適配分や歳入の積極的な確保による安定的な財政運営を行い、最少の経費で最大の効果を上げられるよう取り組んでまいります。

次に、旧福祉会館に係る平成29年8月に竹原商工会議所と締結した覚書につきましては、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧と財政健全化に優先的に取り組むため、竹原

商工会議所と十分協議し、了承いただいた上で私の責任において解除させていただいたものであります。

旧福祉会館につきましては、平成30年に廃止した後も解体に着手できず危険な状態が続いておりましたが、建物の解体に加えて緑地広場を整備することで有利な財源が確保できたことから、令和3年度に建物を解体したところであります。維持管理費につきましては、芝生管理等で年間5万円程度となっており、引き続き適切に管理し、市民の憩いの場として活用してまいりたいと考えております。

次に、庁舎移転につきましては、たけはら合同ビルへの移転方針を決定した後も厳しい財政状況が続き、十分な財源が確保できない中で、区分所有者との財産の取得に係る協議も難航し、さらに平成30年には豪雨災害が発生するなど、長く事業に着手できない状態が続いておりました。財源につきましては、私自身も関係各所へ要望活動を行うとともに、また地元選出国會議員の御支援により非常に有利な財源となる地方債緊急防災・減災事業債の活用につなげることができ、令和4年に設計業務を実施し、令和5年から改修工事を進め、先日予定どおり完成することができたものであります。

事業費につきましては、計画当初は20億円程度としておりましたが、事業実施段階における防災機能のさらなる強化や近年の建築資材や労務費の高騰による全国的な建設コストの上昇により、最終的には工事費として約29億7,000万円、事業費全体としては約34億円となったものであります。

竹原商工会議所への無償貸付につきましては、庁舎移転の前提として難航していた竹原商工会議所の移転先確保に加え、本市の活性化に資するよう活用することを目的に創建ホーム株式会社から御寄附いただいたものであり、その意向を考慮して、無償貸付について、令和4年第4回市議会定例会において議決をいただいた上で契約を締結したものであります。

次に、3点目の旧ゆめタウン問題についての御質問でございます。

私の選挙における後援会長につきましては、これまでの御説明のとおり、旧ゆめタウン建物を所有する企業の代表者であった方で私の縁類に当たりますが、氏名につきましては、個人情報となりますのでこの場では回答を差し控えさせていただきます。

財産の取得につきましては、寄附申込みのあった旧ゆめタウンの土地、建物は既に寄附受納しているところであり、予算議決をいただきました旧ゆめタウン駐車場及び旧かつはらの土地、建物の購入につきましても、売買契約の手続がおおむね完了し、これらの所有

権移転登記も近々に完了する見込みとなっております。

複合施設整備の取組は、現市庁舎の跡地等を活用し、市民の皆様が集まる公共機能を更新するとともに、民間事業者を誘導し、公共施設と民間施設が連携することによる相乗効果により、まちの中心に新たな機能と価値を生み出していけるよう取り組むものであります。公共施設である複合施設につきましては、民間事業者が既存施設の解体と新たな施設の整備及び施設の管理運営について民間ノウハウを最大限活用して一体的に行うことを想定しており、加えて、民間事業者が自らの事業のための収益施設を建設し、運営するための敷地として整備エリア内の土地を一部貸し付けることを想定しているところであります。

本事業は、公共施設と民間施設を含む整備エリア全体の計画及び整備運営を一括して民間事業者に委ねる官民連携手法により実施することとしており、現在本整備エリアで実現可能な収益事業や事業への参画の意向などについて聞き取り等による調査を行っているところであります。

隣接市道の取扱いにつきましては、廃止の可能性について示唆したものであり、現時点において確定しているものではありませんが、複合施設整備における土地利用の形態や民間事業者の意向等を踏まえ検討していく必要があるものと認識しております。検討の結果として市道を廃止することとなった場合には、新たな施設へのアクセス機能を確保しつつ、周辺にお住まいの方の交通利便性も考慮して取り組み、合意形成に努めてまいります。

旧ゆめタウンの解体費につきましては、過去に本市が公共積算ベースで積算した同種構造の解体工事の実績を基に、今後の物価上昇や国庫補助金の配分枠の確保に対応できるよう都市再生整備計画上で2億5,000万円としているものであります。旧ゆめタウンを含む既存建物の解体工事は、複合施設の整備事業に含めて官民連携手法での事業実施を想定していることから、実際の工事費としては民間工事レベルの費用で施工できるものと考えております。

旧ゆめタウンの敷地のくいの取扱いにつきましては、基本的には存置する予定としておりますが、建物の建築において支障となる場合には必要に応じて撤去することになるものと考えております。

旧ゆめタウンのアスベスト使用に関しましては、破産管財人から提示された調査結果で

は、外壁の吹きつけ材やロックウール吹きつけ材からアスベストは検出されておらず、現時点で飛散性のアスベストはないものと判断しております。アスベスト含有の廃棄物につきましては、廃棄物処理法施行令で管理型産業廃棄物最終処分場に埋立処分することとされており、熔融処理等を行い安定型産業廃棄物と認められる場合は安定型産業廃棄物処分場で処分ができるとされております。

中央にぎわい創出事業計画に係る特定財源の確保につきましては、国庫補助金の申請に必要な5年間を事業期間とした都市再生整備計画について現在国土交通省と協議を進めているところであり、この計画に基づく各事業年度の補助金の確保に向けて取り組んでまいります。

市へ寄附された旧ゆめタウンの敷地につきましては、更地での評価として2億円程度となる一方で、建物解体費につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、民間主体で実施することで、公共事業として発注する場合よりも大幅に解体費用が縮減できるものと考えております。さらに、市の事業として旧ゆめタウンも含めた一体的なエリア整備を行うことで、この解体費用に対して国庫補助金が2分の1充当されるとともに、解体後の土地は民間へ有償で貸し付けることも可能であることから、市にとって大きな負担になるものではないと考えております。

旧ゆめタウンの建設資金に係る事項につきましては、本市として把握する立場になく承知しておりません。

次に、4点目の公共工事、指定管理業務の見直しについての御質問でございます。

新開土地地区画整理事業は、本市の中心市街地に隣接する新開地区において、良好な市街地環境を整備し土地利用の増進を図ることを目的として、平成8年度に事業計画を定め鋭意取り組んでいるところであり、令和5年度末での事業進捗率は90%に達しております。本事業の財源には、国の交付金、県負担金、単独市費のほか換地計画に定める保留地の処分金を充てることとしており、保留地が売れ残ることにより保留地処分金が減少した場合の決算では相当分の単独市費で補填する形となるため、土地整備を完了した保留地から順次売却を進めているところであります。

本市においては、少子化や都市部への流出等による人口減少に伴い空き家、空き地は増加傾向にあります。新開地区においては、土地地区画整理事業の推進により居住環境が飛躍的に向上し、土地の取引や住宅等の新築が活発に行われているところであり、引き続き保留地の売却を計画的に進めるとともに、令和10年度末の事業完了に向け着実に取り

組んでまいります。

指定管理業務につきましては、竹原浄化センターは、県内では初となる窒素・リンを削減する高度処理方式を採用しており、運転管理については、高い専門性や運転実務経験が必要であることなどから、管理に必要な要求水準を定め、性能発注による包括的民間委託方式を採用しております。このため、指定管理業者選定時において、業務の要求水準を確保しつつ、市内業者とのJV等の採用を審査基準の加対象とするなど、市内業者の積極的な活用を図ってまいりました。また、現在の委託業者も市内に営業所を有する企業と市内に本社を有する企業との特別共同企業体によって構成されており、地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

また、図書館につきましては、レファレンスサービス、図書館資料など、専門的情報の管理、提供及び資料に関する情報のデータ化などの専門性の高いサービスが求められており、加えて、これからの公立図書館には地域の情報拠点としての役割も期待されております。このため、令和2年度に行った指定管理者の選定において、仕様にこうした内容を示し公募を行ったものであり、その結果として、高い専門性を生かしたサービスが提供できる民間事業者が応募され、指定に至ったものであります。公共施設における指定管理業務については、各業務の要求水準や品質等を確保しつつ、市内業者の活用可能性を精査しながら地域経済への貢献と市民サービスの向上を両立させるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 中学1年生の方が、私もずっと聞いておりました大変感動したものでございますが、この生徒さんたちは、ここの学校を出ると、高校、大学へ行かれた後、竹原へ戻る可能性はないのですね。これは、第一の原因は就職口ですよ、就職場所がないこと。先ほど市長が答弁されておりましたが、今国会で大変問題になっております地方創生、自治体によったら補助金とかそういう枠から出ないような体制というのはなかなか成功しないのですよ。

先般も私の後援会長から電話があつて、11日の日でした、国連の職員が2名来るのだと。晩にはがんこ寿司で食事をするのですということでした。どういう内容で来たのか、大久野島へ来たのです。今、後援会長がいろいろなことをやっております、ただ悪いのは、竹原の場合は必ず足を引っ張るのがいるのよ。協力するということがないのよ。鞆の浦なんかでもそうだが、鞆の浦なんか3,000人だと言うのだが、イベントでも何で

も、歴史や文化というのは物すごいみんなが支え合って継続していつているのよね。竹原の歴史を見てみなさい、企業でも何でも全部反対、反対反対で皆潰されるのだが。

だから、私、この生徒さんのずっとこの発表会を、3人が発表されたのですが、聞いていて本当に考えさせられた部分が多くてあえて取り上げたのですが、本当に人頼みでは絶対駄目よ、こういうものは。先般も福島のほうで、5世帯しかいないのよ、3世帯が移住よ。奥さんが両方とも42歳、旦那さんが31歳、2組がそこで赤ちゃんが生まれているのよ。

それで、これからはそういうところへ国が方向転換していくのだろうと思うのですが、市長はあっちこっち組織へ入っておられるが、近くを見ても、組織は竹原のことを考えてくれやしないから、心配しなくても。それは、自立ですよ。それで、三原市でもそうだし、鞆の浦でも県が港湾でも全部整備するでしょう、今度。そういうことは竹原なんかごみも入らないぐらいになる、何も無いのよ。何十年って港湾浚渫でもしていない。内港のほうへ行って見たことないでしょう、市長。私は、それだから、港湾事務所でも見直ししろと言ってやかましく言っているのですがねえ。

だから、この子供たちの、私は、議員になった折に、子供が2人大学を卒業したら、1人は竹原市へ戻ってくるような企業誘致をやらないと人口はどんどん減りますよと言ったことがあるの。そのとおりになってきたのよ。それは、都市基盤整備が遅れたから企業誘致が遅れたのよ。たまたま私が委員長の折に、今の工業団地はあそこへ決めたのですがね。

だから、こういう子供らの思いに政治が応えていこうと思ったら、これからもうちょっとそういうところに力を入れて、国も1,000億円の予算を2,000億円に倍額して地方創生に取り組むとって言うているのだから、こういうワンチャンスに乗りかかっていかないと、ただ一時金の補助金だけではなく、補助金をもらって整備した後が問題なのよ、後がね。だから、そこらの点について、生徒さんの、市長、純粋な思いにどのように応えていくか、市長の発信というのは重たいからね、それに期待するのですよ、その点いかがですか。

議長（高重洋介君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 私も、市内の小学校、中学校、そして義務教育学校また高等学校にも出向きまして、いろんな子供たちとの交流とそれから意見交換をさせていただいている中、今、議員おっしゃいましたかるたの件についても、先般、竹原青年会議所も同種の取

組をして、市内の子供たちからいろんなアイデアを募集して、完成させた式にもお邪魔して、いろんな取組について、私も交流しながら、意見交換しながら、施策の推進に生かすべく取り組んでいるところであります。議員との考えは大きく変わらないと考えておまして、いずれにしても、子供たちの取組がさらに次の段階の夢へ向かって進んでいくように、私自身も取り組んでまいりたいと思っております。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） それでは2点目の公共施設ゾーン。

これは、委員長報告の一部抜粋からなのですが、よく言われる、継続は力なりではないのですが、委員長報告でこういうことを言っているのですよ。既存事業を踏襲するとの方針の中で、竹原市商工会議所の移転手法を含む市との覚書締結に基づき、福社会館跡地の活用策である（仮称）まちおこしセンターの整備事業が交渉軸となることから、当該施設の目的、管理、運営等をはじめ、今日までの交渉から見た施設の位置づけや当委員会で提言してきた公共施設ゾーン整備事業の在り方に鑑み議論を展開してきたところであります。これが委員長報告であります。

市長は、この報告をどのように理解されたのか。一般的には、市長が今回のような福社会館の跡のような形をやる場合は、はっきりとした代案を示すとか、市長としての手法もあつたらうと思いますよ。議会の議決をもらったもらったというのが、議決した方がどれぐらい理解しているのかよく分かりませんが、私は理解できないのですね。

これは、行政のトップと商工会議所のトップといたら2枚看板ですよ、行政運営上は。この人らもいなければいけないのです。だから、そこは譲ったり譲られたりすることはありますが、こういうに何でもかんでも白紙にして相手の言いなりということは、行政組織として成り立たないのですよ、これから。今、何でしょう、市長与党になってから、与党が半分になってもういっぱい譲歩しているでしょう、予算でも。それが普通の行政の在り方だろうと思うのですがね。

福社会館の跡でも、恐らく年にこれから二遍も三遍も草刈りもやらなければいけない。今年の秋口には雑草が物すごく生えたからね。そして、基本的に、屋根もないトイレもない、飲み水もないところだから、来るわけないのよ、人が。それだからね、せっかく長いことかけてまとめたものだから、それを市長が、災害か何か分かりませんが、自由にしてやる折にはそれなりの市民に説明できるような理由がないといけないのよ、本当は。長いこと特別委員会をつくってから議論して、その一瞬だからね。理由は理由なりにあるのだ

ろうが。

それで、私がこれを言うのは、今回の問題もそうなのよ。ちょっと飛ぶが、ゆめタウンもそう。まだ途中よ、はしりよ、議論が。そういうことを、私、何回か特別委員会の資料を読んで、特別委員会の設置の目的というのはどういうふうに理解されているのか分かりませんが、資料があるのよ。

特定事件を審査するために設置された委員会のことを言う。国会法第45条は、各議員は、その際に特に必要があると認めた案件または常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができると定めている。自治法第110条第1項では、議会は、条例で特別委員会を置くことができると定めており、これを受けて、標準委員会、条例では特別委員会は必要がある場合において議会の議決で置くとしている。自治法が条例で特別委員会を設けることを認めているのは、特別委員会をその都度単独条例で設置する趣旨であるが、委員会条例に一般的な規定を設けておいて、議会が議決によって設置を決定する方法を取って差し支えないと解釈が取られている。後者の場合が多い。特別委員会を設置する場合は、常任委員会が認められている議会においては、2個以上の常任委員会を通ずる事件、または特に重要な事件であって特別な構成により集中的に審査する必要がある場合や連合審査会の開催、委員外議員の発言も運用ではその目的を達せられない場合などである。この特定の事件について、広域都市建設推進という漠然とした事件であっても、議会の議決によって付議された事件である限り差し支えない。こういう解説があるわけですね。

だから、市長が特別委員会というのを、全員で決定して決めた委員会なのですね。だから、もうちょっと余裕を持って、議会の責任を尊重してもらわなければ困るのよ。独断でやるのなら独断でやられてもいいし、我々もそのような考えでいけば結構なのではないかとあります。

創建ホームのビルについては、私は壇上のほうで申し上げたように、今後10年、今40年ですかね、40年超えたから、もうそろそろ改修時期が来るのよ、ここと一緒に。必ず改修時期が来るのですよ。あれは、私、いつも見るのだが、タイル張りですから、恐らく震度3か4ぐらいでタイルが落ちるのではないかというような思いを持っているのです。

この契約の内容も、甲乙協議といっているのだが、無償で入った人が本来は修理してもいいのだが、恐らく市がやるようになる、これまでの流れからいったら。それではあまり

にも市民負担が大きくなると思っているのよ。20年たったら必ず解体時期よ。今、法律上そういうような、あるのよ、基準が、一つの、60年ですかね。今、ここの建物、ほとんど60年前後でしょう。この市役所なんか計画して十何年になるのよ。

だから、私は、市長の責任で、会頭も苦労人だから話をしたら分からないことはないのよ、本当。625万円出していたのだから、県へ、管理費を、負担金を。竹原が一千万円ぐらいでしょ。その半分を基金にして積立てておけば、解体時期が来ても市民に負担をかけないでもいいのよ。そこを私は言っているのよ。その頃になったら人口1万4,000人になるのよ。公債費比率も50%ぐらいになるのではないですか。そうすると、5,000万円ぐらいの解体といっても物すごい財政負担がかかりますよ。納税をする者がいないようになるのだから、だんだんだんだん。

それは、市長、簡単に言っているが、実際、消滅自治体を、あなたら後を押しているようなものよ。商工会議所なんか月30万円ぐらい、あなたら年間500万円ぐらいから1,000万円といって答弁しているのだから、私は、この答弁も、再質問、答弁はやめたといって言ったのは、民間の建物を5件なら5件チェックして平均を取って答弁しているのではないのよ。あなたら、下水の施設を基準にしているでしょう。基準にできるわけがないのよ、あれ、貸したことがないのだから、建設費から算定したのか分かりませんが。

とにかく、公共施設というのは、応分の負担をして、みんなが支え合わなければしょうがないのよ。1,000人からの会員がいるところへ、補助金も出し、なにも出してやっていけるわけがないのだから。また、プレミアム券のあれも一千万円ぐらい、委託しているだろう。だから、私は、会頭との今の間に市長が話をすれば分かってもらえないことはないですよ、1,000人からいる組織だから。ぜひともそういうものを、例えば竹原には、まだ学校とか、それからごみの焼却場とか、解体するものはいっぱいあるのよ。そういうものは皆放っているだろう、へりへ。吉名なんか道路のへりだから雨が漏っているというような、昔聞いたことがあるが。これは時間の問題なのよ。財政を物すごく圧迫してくるよ、これは。だから、そういう面は、解体費なら解体費の基金のようなものをつくって、絶えずいつでも対応できるような体制を組んでおかないと。

府中がごみの焼却場を解体したのよ、この前。そしたら、4億円余りが、6,800万円上がっているのよ。ごみの焼却場なんか物がいっぱいあるから、皆焼いているのだから、何でもかんでも。だから、有害ごみがあるから上がるのよ。そこらでも簡単に企業の工場の削減とか簡単に言っているが、賃金が上がっていくのだから、物価も上がっている

のだから、下がるはずないのよ、市長、そういう一時的な答弁をしちゃいけないのよ、本当、腹を割って答弁しなければ。下がると言うなら下がるような根拠がなければいけないのよ。それは、商工会議所の山本会頭なら話をしたら分からないことはないよ、あの人はたくさん苦勞してここまでになったのだから、その点どうですか。

議長（高重洋介君） 宇野議員、質問の内容をもう一度お願いします。

13番（宇野武則君） その創建ホームの跡、無償化でしょう、駐車場も何も。だから、フェリーの跡やなんかは6,000円とって私が壇上で言ったように、あれは全部大崎のほうへ行っている人なのよ、造船所へ。夏は、市長、鉄板何度になると思う。足が焼けるぐらい熱くなるのよ、冬は冷たくなって、そういう人が払ってくれるのよ、金を。ここら辺だけ無償にしていたら、私らも払わないと言ったら、あなたら弱るので、平等にしろとって言われたら。そのような基本が分からないことではつまらないわ。そういうことを言っているのよ、私は。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 商工会議所へ無償で貸し付けることについての質問でございますけども、これまでも答弁させていただきましたとおり、市役所の庁舎移転に伴いまして、創建ホーム様から商工会議所の移転先として活用し、庁舎移転を推進してほしいとの御意向により寄附をいただいたものでございまして、その意を考慮して、議決をいただいた上で無償貸付けの使用貸借契約をさせていただいているところでございます。この点につきましては、現在におきましては無償議決ということで、そういう整理でいただいておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） だから、現状の市の状況を説明して、会員さんには理解できないことはないと思うよ。無償化にして補助金をぼんぼんぼん出して何の得があるの。そういうふうにしてまで商工会議所を育てなければいけないのか、行政が、違うだろうが、立場が。商工業者の代表が集まっている会なので、広島県でそこを丸抱えで補助金を出すような市があるのかい、商工会議所へ。

だから、現状、あなた達元から考えたら、福祉会館をばんと白紙にして、何が原因かといったら財政の再建が優先だということだから、財政優先ならそんな足を引っ張るようなことをしないでいいではないか。そのような道理が分からないことはない、話をしてみなさい。私がしょうか。あなたら丸坊主にならなければいけないで、それができたら。行

政運営というのは、そんなに生易しいものではないですよ。

ということで、そのことはそのことで期待しておきますが、次に入ります。

これは、私はがっかりきたのだが、旧ゆめタウンについて、顧問弁護士と協議された場所、出席者名、協議した資料ということで情報公開請求をしたのよ。この係長さん、非常によく働く人で、私も総務の折からいろいろ世話になったのですが、今回これだけの問題に行くのに1人が行っているのよね。これは誰が指示したのか。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 弁護士のほうとの相談ということだと思いますけども、こちらにつきましては、担当の上司の者が指示したものと考えております。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 平井君は、いろいろてきぱきよくやってくれるのですよ。それだがね、こういう問題は、行政組織の基本として複数に行くのが本当なのよ。複数が行って記録するとかテープ取るとか、それでもし何かあった折にはどうなるのよ、誰が責任を取るのよ。私がこの前国交省へ行っても、必ず2人出てくるわ。1人は質問している、1人はメモを取ってちゃんと書いているのよ。それが行政組織の当たり前のことなのよ。

誰が指示したのか、本来なら副市長らが指示するのではないのか、これ。このようなやり方をやっていたら、あなた達いつかけがをするよ。行政上、このようなことをやっちゃいけないのよ、これだけの大きな問題だから。行政が法的に問題ないのですとって言うのなら、言うような回答をすればいいのよ。隠すことはないのよ。

これね、こういう問題は、一々弁護士から顧問弁護士に会議の内容とってするような大げさなことも、私、嫌だから、常識的に、部長がついて係長が速記で行っているような感覚を持っていたのよ。このようなことをしている自治体があるか、県下でも。何億円、何十億円とってかかろうかというようなものへ、これが、寄附をもらって合法ですか、あるいは条件がないのだから議会の議決はいらないというようなことを、寝とぼけたことを言うような弁護士がいたら、それは最悪だわ。それについてのお答えをお聞きしたい。

議長（高重洋介君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 弁護士さんというか、破産管財人さんのところへのいろんな、話を聞きに行ったり、一定の交渉的なこともあったと思いますけれども、こういったことに

つきましては、先ほど申し上げたとおり、必要に応じて、当然重要なことは担当課長等、複数の人間で行っていると思いますし、そうでない場合、状況に応じては1人が行っている、あるいは電話でいろんなことを情報交換させていただいたりということで対応していると思います。それにつきましては、いろんな形で、上司である課長あるいは部長、私のほうにも適宜報告をいただき、それに対しての対応につきましてもいろんな形で指示等を行い対応してもらっているというところがございますので、御理解いただければと思います。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） こういう問題は、係長1人で弁護士に会って、合法かどうかというような、するような内容ではないのよ。部長や副市長が行っても差し支えないのよ。もし職員が変わった報告をしたらどうする。どこもだから複数で行くことが原則になっているのよ。自動車に乗って公務で外へ出るのも2人で行っているだろうが、1人で行ったらどこへ行くやら、西条のほうへ行くやら分からないから。そのような事例があるのよ、昔。

情報公開請求をしているのだから、法に基づいて、だからそれに基づいて、ああそうかといって納得できるようなものをやらなければいけないのよ。いい加減なことばかり答弁していたらつまらないので。

それでは、これ、ゆめタウンね、ここへ、市長の答弁ですが、ゆめタウンに関わる建物の寄附につきましては、議決対象となる寄附は、寄附申込時に寄附者から何らかの条件が付され、寄附受納後、受納者がこの条件を履行しないときは、寄附契約は解除され、受納者に寄附物件の返還義務が生じるものであり、単に寄附受納後に費用が発生することをもって議会の議決の対象となるものではありません。今回の件につきましては、こうした条件は付されておらず、これを受納する際に議決は必要ありませんが、本市にとって大規模かつ重要な事業でもあることから、今後においても引き続き市民の皆様へ施設整備の検討状況を説明しながら進めてまいります。これは、まあ市長答弁。

しかし、上面だけよ、条件をつけていないというのは。ではあのままあれどうするの。条件がついていないからひとりで倒れるのを待つのか、ではないでしょう。解体という条件がついているのよ。それが条件だと言わないのなら何が条件なんだ。ねじ曲げたような法律、逐条解説みたいな訳も分からないことをやって、我々この問題をやめと言ったのではないのだから。審議がまだはしりだから、もうちょっと審議を尽くしてから、この1

2月の議会でも十分間に合うのよ。合ったのでしょ、今何もしていないのだから。

だから、それは、私が前に議会で言ったように、管財人が更地にして、無垢でこうこうこうですと言って、買ってこれとか寄附しますというなら、それはそれでいいのよ、理屈は通るのよ。しかし、これは解体をしなければいけないのよ、誰がするのか、市がするのでしょ、どっちにしても、出ているのだから、予算が。出たということは条件がついているということよ。何も考えなくてもいいのよ。市民に皆聞いてみなさい。解体が2億円も2億5,000万円もついた物件を寄附しますとって、私はその前の寄附も、今さら言わないがね。本当の寄附というのは、何にも要求しない、無垢なものを本来の寄附というのよ。そこらのビルでも、条件ついてあるだろう、だからただにしたのだろう。

これも、誰も壊してくれない、寄附を受けたら誰が壊すの。明日起きたらなくなるのですという人間がいたら言ってみなさい。そのようなことはないだろうが。はっきり2億5,000万円とって出ているのよ、解体費が。それは誰が負担するかといたら、市民だろうが。そういう逃げの答弁ばかりしてはいけないのよ、政治が前へ行かないようになるよ。私らがこういうことを言っているのが正しいのか、何も議論を詰めずに賛成賛成と言うのが正しいのか、それは市民の中にも個々にあるが、考え方が。そういうねじ曲げたことを言わなくても、寄附受納するためには解体費がこれだけ要りますとって理解を求めるほうがすっきりするのよ。こういう事例があるのか、何か、これが済んだら全国議長会へ聞いて、そのようなことをしていたら、議会の議決なんかもあってもなくても同じようなものになるのよ。

今年の8月23日、特別委員会で破産管財人からの資料で提出されているのですが、実際これから調べてみなければ分からないが、ほとんどの人がアスベストがあると言っているのよ。あの時代に、床材もそうだが、アスベストがないことはないというのだからね。どこの企業が調査したのかよく分からないが、その場合には誰が責任を取るの、アスベストがあって、管財人はないと言っているのだが。確かに、管財人というのは、まとめなければならない期限はないのよ。うちの弁護士から、2人から聞いたのよ、期限はないのよ。ただ、早く整理することによって報酬は違うのよ、裁判所からの、それぐらいの程度よ。だから、それにのめり込んだのよな。

今、資料を出してもらって、これ2億円以下になっているのだが、破産管財人。もし破産管財人のこういう公式な文書が出た以上に予算が膨らんだら、市長、どのように対応するのかお伺いします。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、解体費についてでございますけども、まず破産管財人さんのほうから2社の解体事業者の解体費として、総額で約2億2,000万円、また約1億9,000万という解体費の見積書のほうを提示受けたところでございます。本市におきましては、旧福社会館の解体費を参考に、また建築士のほうが試算したところでございまして、国のほうの要望といたしまして今2億5,000万円のほうを解体費と見込んで説明させていただいているところでございますが、旧福社会館を参考として積算させていただいている数字が2億5,000万円ということでございますので、現在の解体費についてはこれが適正と考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 市長も役所も長いのだし、お伺いしてみるのはですが。調査特別委員会を、議会一致で議決したのですね。今回のように松本さんもそうだし、我々議会運営委員会でも、これをいいた悪いだというのではなく、中身をもうちょっと審査しなければいけないということで反対したのだが、これは上程された。市長の職として、調査特別委員会の設置についてどのような認識を持っておられるのか、お伺いしておきます。

議長（高重洋介君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 議会におけるシステムといいますか、設置に関わる根拠といいますか、そういうことではありますけれども、通常、常任委員会が設置されまして所管事務が設けられると。その中で、特別委員会というのは、その町にとって所管常任委員会の事項ではありながら、特別に取り上げて議論すべき事案が生じた場合に設けられるものと、そういうふうな認識をしております。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 壇上でも言ったように、2つの常任委員会にまたがるようなものについては、どうしても調査特別委員会をつくらなければ、これだけの大きなものはいろいろな議論がありますので。そういう認識だったら、ある程度常任委員会の審議が7割、8割、100%とは言わないがね、ある程度まとまった時点で、本来は、特別委員会だから月に2遍やってもいいわけよ。そういうふうにして行政と点検しながら、ではもうちょっと早くやってくれと言うのなら早くやるように、そういう配慮をしながらやるのが普通の行政と議会の関係よ。そうではないだろうが。ぱっぱっぱ先に上げてから、訳の分か

らない解説やなんかをやってな。

私は、常任委員会の委員長になった折も、委員長権限で、改修費なんか、1,000万円なんかばんと切ったことがあるからね、凍結とって。それだけの内容と責任を持ってやれば、委員長というのはできるのよ、附属機関ではないからね、正副委員長、常任委員会というのは、独立した機関だから。一つも違法でも何でもないので。下から審議してくださいとって上がってきたものを審議未了の場合は先延ばしができるのよ。そういう権限を与えられているのよ、行政の暴走を許さないというようなチェック機関ということで。それが議会と行政の対等な立場よ。あなたらの今やることは独走よ。

それから、官民一体、文言が、答弁書が緩くなっているが、官民一体というのは、民の場合は何をやるということ。

議長（高重洋介君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 官民一体手法につきましては、先日の特別委員会のほうでも説明をさせていただいたところでございますが、今回本市のほうで想定しております官民連携事業ということになりますと、現在、特別委員会のほうでも説明させていただきましたのは、DBO方式を想定しているという説明をさせていただきましたが、こちらについては、D、デザインということで設計、Bはビルド、建築ということで設計、建築、Oは運営ということでございまして、設計、建築、運営までを一体的に民間ノウハウを生かしていただきながら進めていただくという内容でございますが、今回の複合施設におきましては、公の部分についてはDBO方式を現在想定させていただいているところでございますが、民間機能を誘致するところについては、市長の答弁でもございましたように、土地のほうを賃貸借いたしまして、民間の資金によりまして施設を整備し民間機能のほうを誘導いただくという形で考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） これは、今度は、イズミが呉の駅の南側、あれは4階建てだったろうと思うのですが、呉市所有地、2025年10月から地場大手イズミを選んだ。市有地面積は4,400平方メートル、商業ビルと立体駐車場がある。本年10月20日、現行の借地権の契約期限を迎える。周辺との回遊性を維持でき雇用の創出をするような企業の提案を募っていた。現在の建物をそのまま生かし、呉駅と大和ミュージアムを結ぶ自由道路等を維持する提案があった。最低価格は月236万円を上回った。自由通路につなが

る旧ゆめタウンと呉との連携も考える。市は、同社が建物の譲渡を現状の所有者から受けた段階で現行の借地権の譲渡を認める。現行のテナントの多くは雇用が維持される見通し。こういうぴしゃっとしたことをやるのよ。

私は、官民一体だとか、それは、設計とか、そうではなく、財政的に50%介入するのだといったら、もうちょっと民のほうも真剣になるだろうと思うがね。それでいて建物を建てたらあばよと言って帰るのよ、竹原市の市民プラザ計画でもそうよ。あれ、今でもよく覚えている、私が最後に言って反対したのだが、81億2,000万円、建設費がね。3割は必ず取る会社よ。3割取られたら24億円よ。何をやるのかといったら、高級品だという、高級品を売る。高級品を売るといって何を売ると言ったら、宝石やダイヤだ時計だという。じいちゃん、ばあちゃんが、誰が買うのだとって私が言ったのだが。だから、こういうことをやる場合にはもうちょっと研究して、官民官民といったらもういかにも民の能力が高いようなことを言っているが、民間はもうけ主義だから、どっちにしても。

だから、図書館でも今いろいろあったが、三原、もうこの前100万人突破したので、3年2か月で。あれは、なるほどなと思うのだが、中央図書館100万人、好立地で交流の場、駅前に移転、3年2か月。子供向けの本や遊びスペースが充実、商店街やボランティアや学校に連携し、企画が好評。中核施設、立地がよく、地元愛好家による講座や演奏会など、これは地元なのよ、イベントを定期的に関き、高校生による図書館コーナーを設けるなど、交流の場となっている。

こういう、これは、今ほとんどが地元が支援している。竹原はなかなかそういうムードがないのよ、昔から封建的な面があつてね。だから、この図書館、教育長らも、次長も分からないか知らないが、本屋に行って聞いてみなさい、どう言うか、ぼろくそよ。そのようなものを好んであなたら選定して、どのようなあれになっているのか知らないが、一つもいいことないの。

これは、健全化計画ですが、10億8,200万円、これは予定だったのだろうが、結果は12億9,800万円。これを見ると、出張所、連絡所の廃止や公共施設白書を作成、支援事業の廃止、縮小、予算執行の縮減。これは一時的なものよ、財政計画、3年間、令和元年、2年、3年。これは、私、持ってきたのだが。

それで、どっちにしても、よそ頼みとか、中ではがちゃがちゃがちゃがちゃやるのではなく、私は、DMOか、あれでも、今の課長で、教育委員会上がりだろうが、何遍もアド

バイスしたのよ。それで、決算を見ても、4,000万円余り、5,000万円近くパンフレットやあのようなものに使っているが。あれは、私は、自前の観光資源を開発しろと、ボラ網の海水浴とか、西条のほうはないのだから、池しかないのだから、池は多いわ、竹原より、海はないのよ。天内さんが昔仁賀から下りてきて、広い湖があるなどって言ったと言っていたが。

私は、この前、海の駅の視察に行った折も、大体、土日はこの県内周辺から80台ぐらいの車が来るのよ、観光用で。来年から有料化になるからね、会社同士が五、六人で船を買っているのよ。だから、福山の者もいる、岡山の者もいる、そういう者が連絡し合っってここへ来るのよ。駐車場が豊富にある関係もあってね、波が穏やかだから、ここから出るのよ。だから、海の駅長さんにも、あそこ宿泊施設を造ると言っているから、ここへその客を宣伝してから生かす方法を考えなさいって言ったのだが。

今、パンフレットや動画なんかは作らなくてもいいのよ。見るところがあれば向こうから来るのよ。今さっきも言ったように、国連のおじさん、6か国語がぺらぺらよとって言っていたが、2人来たのだ。がんこ寿司へ私は行かなかったのだが、がんこ寿司で食事してどこか行ったのだろう。今、あそこの別荘も一棟買いして貸そうかと言っているのよ。

そういう民間のノウハウをどんどん吸収して、市長、よそのような組織をやっても駄目よ。それは何の効果もない。どこも人口が減っているのだから、よそどころではないのよ。自分のところ必死よ。だから、そこらも我々も真剣に考えて行動していかないと、だんだんだんだん遅れますよ。

ここ、文化創造ホールの使用状況は、2年と3年と4年、展示会が27日、それで文化講座、講座がゼロ、ゼロ、ゼロ、参加型イベント、ゼロ、ゼロ、ゼロ、講習会等が11日、12日、17日、16日、展覧会準備日数、9日、15日、10日、年間入場者数が49,68人か、1日平均入場者数がね。年間入場者総数が2,335人。

創造ホールよ。創造ホール、図書館はここへある。図書館も、令和4年度、図書館、個人貸出しが12万6,714冊、移動図書館を含めて14万4,404、団体貸出し、年間が14万2,000、移動図書館も入れて19万7,926。だから、三原といたら相当低いのよ。

だから、にぎわい創出というのも分からないことはないが、飛び込んだのだから。こういうデータを見たら、創造ホールへこれ以上にどのように色づけしたら人が来るのか私は

よく分からないが。だから、人口はどんどんどんどん減っているのだから、そこも考えて事業計画をしないと、それは最後には大ごとになる。

最後に。建設は、この前も言ったように、西条の浄化センターなんか、伯和が3分割して、本体は伯和が受けている、あれは5億円くらいで受けている。今、安芸津の山中さんは孫が帰ってやっている、仕事を、孫が。あそこは、浄化センターと葬式場をやっている。これが、2つが今あそこの柱なのよ。その前は、造船所へ200人ぐらいの人間を入れていた、一番のもうけ頭だったのよ。それが、造船所がばんと、一時外国資本がどんどん、台湾とか韓国とかというような、造船所が安く受け出して、一時没になって、この前私行ったら、孫が私の顔を見ていたが、宇野さんではないのですかと言うから、あなたどこの子と言って言ったら、孫よ、孫が全部管理しているのよ。汚水が入ってくるのと浄化して出ていく水量と、メーターを見ていけば分かるのよ。あとは、機械が故障なんかしたら、県内の業者がやっているのよ、全部。

だから、広島県も去年も1万人から流出超過で、今プロジェクトをつくってやっているでしょう、庁内で横断的に。そういうところと工夫してやらないと、今、国が挙げてから地方創生だといって、東京一極集中が十何年やっているがなかなか前へ行かないのよ。広島県なんか醸造所の研究所か何か小さいのがちょこっと来ただけで立ち消えになったのよ。

だから、もうちょっといろんな人の知恵を借りながら内部でしっかり検討して、3年間補助金があったら、定住・移住なんか、その先を見越してやらないと、その先が何にもないでしょう、竹原市の場合は。移住で田舎へ行って成功しているのは、地域が全部支えているのよ。奥さんが、野菜を作るといって言ったら、野菜を全部教えて、収穫まで。2年も3年も教えたから親子みたいな関係になって成功しているのよ。そこへ田舎に行ったら、子供さんでも7人ぐらいいるのよ、多い人は。大体平均4人ぐらいいる。

だから、石破さん、今の総理大臣が、あの人が大体取り組んだのだからね、地方創生というのは。あの人の発案よ。だから、あの人は海士町のほうからいっぱい見に行っているのよ、そういうところへ。だから、とにかく後のフォローはどういうようにしていくかが問題なのよ。補助金つけるのは、海士町が補助金をつけて財政がパンクしそうになったのだから。その折、山内町長が就任してから立て直したのよ。今、全国の離島対策の親玉になって、全国の離島で生産したもの、あそこが中心になって売っているのよ、東京のほうでも。それが成功の基なのよ。上蓋だけでふああふああふああふああやっていたら、それ

は消滅自治体のトップから抜けられないということによって質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高重洋介君） 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時45分 再開

議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、松本進議員の登壇を許します。

14番松本議員。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目の質問項目は、本郷産廃場汚染水の実態は深刻、産廃場撤去の緊急対策を、こういったテーマで市長にお尋ねしたいと思います。

「産廃場周辺・やまぬ水質汚染、広島県4度目の行政指導、三原・住民、生活不安募る」、中国新聞が報道いたしました。

繰り返される本郷産廃場の汚染水問題は、地域住民、関係者の生活、暮らしを脅かしています。地元農業者は、この本郷産廃場ができる以前はきれいな水だったが、今の日名内川に流れ込む汚染水の悪臭や汚濁の状況では農業用水には使えない。安全でおいしいお米は作れない。だから、きれいな水を上流域から配水管を敷設して農業用水に使用していますと言われていています。元のきれいな水に戻してくれ、住民の声は切実であります。この声に応えることは、広島県、竹原市等、行政の重要な責務と考えます。

私は、11月29日、住民関係者の水質調査に同行いたしました。産廃場浸透水が日名内川に流れ込む水質は黄土色に濁っており、つんと鼻を突く悪臭がしています。日名内川の川底には黄色いへドロ状の物質がへばりついています。地元の方は、汚染水の排出口から数百メートル下流域まで異様な川底になっていると言われていました。

この本郷産廃場建設がこのまま実施されると、産廃場の排出水は竹原市側にも流れてきます。竹原市の飲料水、水道水や農業用水にも深刻な影響を与えかねません。今こそ、竹原市の水源を汚染から守る具体的な行動、対応が竹原市に強く求められています。

広島県は、今回で4度目の行政指導を本郷産廃場JAB事業者に行いました。昨年7月

にはBOD基準値の2.5倍検出、今年7月は指導後も搬入、埋立てを継続、今年8月は鉛基準値超1.8倍検出、今回4回目はBOD基準値の7.5倍検出等々、その都度、搬入、埋立停止、指導が行われています。

そこで、市長に質問します。

本来、安定型産廃場の浸透水は、水質の悪化、汚染が起きてはなりません。JAB事業者も、産廃場の受入れ5品目は雨水等により腐敗、変質しない廃棄物と説明しています。

そこで、市長に伺いますのは、なぜ、現在本郷産廃場の排出水、浸透水は臭いや泡が出ているのですか。以前に答弁された、落ち葉や小動物の死骸など有機物云々、こういった説明だけでは繰り返される産廃場の汚染原因の科学的な根拠とは言えないと私は考えます。市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、本郷産廃場設置建設の許認可権限を持つ広島県が、直接JAB事業者に対する汚染源の調査はしていません。なぜ、広島県は自らの責任で産廃場排水汚染の調査、原因解明をしないのでしょうか。これでは、汚染水防止の抜本的な対策は取れません。市長の明確な答弁を求めます。

次に、産廃場安定型廃棄物指定5品目を埋立処理する手順等について質問です。

産業廃棄物の展開検査はどのような目的で行われますか。また、全ての廃棄物の展開検査は確実に実施されていますか。廃棄物の搬入後、埋立て前の展開検査の実施はどのようにされていますか。実施記録はどのように管理、保管されていますか。

次に、その産廃物の展開検査を実施しないことは違法と理解してよいですか。この展開検査を実施しなければ、指定5品目以外の廃棄物や有害物質等が混入している可能性があります。この事態にはどのように対応され、水質の汚染防止をされていますか。

次に、竹原市は、繰り返されるJAB事業者の産廃場排水の汚染実態をどのように認識されていますか。産廃場排出水、浸透水の汚染状態は悪化しているとの認識はないのでしょうか。

次に、産廃場の汚染水から飲料水、農業用水の水源を守り、市民の命と健康を守る市の責務はどのように認識し、対応されていますか。産廃場の埋立中止、産廃場の撤去など、早急な対応が必要と思います。竹原市水道水源保護条例の制定はどのように取り組まれていますか。いつまでに制定する予定でしょうか。この条例制定に代わる、水源を守り、汚染防止の施策等があれば、御教示をお願いしたいと思います。

5点目に、本郷産廃場調整池のヘドロや貯留水を再び本郷産廃場に搬入して埋立処分す

ることは違法ではないでしょうか。市長の明確な答弁を求めておきます。

次の第2番目の質問項目は、竹原市小中学校教員の長時間、過密労働の改善についてです。

公立小中学校教員の長時間、過密労働の改善は、第一義的には、教員自身の健康や家庭生活を確保すると同時に、子供の成長、学力向上にとっても重要と私は考えます。

そこで教育長に質問します。

竹原市教育委員会が取り組む、学校における働き方改革の取組方針で、その目標の一つである時間外勤務時間が月45時間超の教員をゼロにする、この取組の現状と見通しを伺います。

次に、市教育委員会の働き方改革の取り組む目標に関わり質問します。

労働基準法では、小中学校教員の労働時間、休憩時間と年休はどのように定めていますか。また、その現状はどのように把握していますかを伺います。

次に、竹原市小中学校では、教員の授業時間は1日または1週間では何こま、何時間でですか。その授業に伴う準備時間は1こま何時間分まで確保していますか。

次に、私は2022年2月のこの市議会の一般質問で、さいたま地裁判決の内容に関わり、教員の授業準備は労働時間に入りますかと質問しました。教育長の答弁は、授業準備は極めて広範囲にわたり、明確な定義や労働時間に含まれるか否か線引きは困難です、こういった趣旨の答弁でしたが、この教育長の答弁は、その後どのように整理され、教員の時間外労働の削減、縮小に取り組まれていますか、伺います。

学校・教師が担う業務に係る3分類について質問です。

文部科学省は、2019年の中央教育審議会答申で示された学校・教師が担う業務に係る3分類に基づき、業務の考え方を明確にした上で、役割分担や適正化を推進する必要があると述べています。1つは、基本的には学校以外が担うべき業務、2つは、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、3つ目は、教師の業務だが負担軽減が可能な業務となっています。教育委員会は、この間、3つの業務を具体的にどのように整理されていますか。具体的な業務削減について取組や予算執行など、説明をいただきたいと思えます。

以上が壇上での質問です。

議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

2点目の、竹原市小中学校教員の長時間過密労働の改善についての御質問は、後ほど教育長がお答えします。

1点目の、本郷産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

本年10月23日に広島県が実施いたしました行政検査の結果、浸透水2か所のうち、1か所のBODについて法令で定める基準値を超過していることが確認されたため、先月11日に、広島県から事業者に対して、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、その原因を究明するよう指導が行われたところであります。また、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令において、浸透水に係る水質検査の結果、基準に適合していない場合の原因の調査等の措置は事業者の責務とされており、事業者が行う原因の究明及び改善措置が適切であるかについては、広島県において確認が行われることとなっております。

今回の基準値超過については、地域住民の生活環境への懸念を踏まえ、広島県が浸透水の行政検査の実施を強化したことによって判明したものであり、既に広島県から事業者に対して法令に基づく必要な指導が行われていることから、本市といたしましては今後の経過を注視してまいりたいと考えております。

次に、展開検査につきましては、安定型最終処分場への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立てを防ぐために行われるものであり、埋立処分の前に、廃棄物を搬入車両から下ろして広げ、目視により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着や混入の有無を確認するものとされております。また、最終処分場の設置者には、展開検査の実施状況を維持管理記録簿に記録し、その記録簿を事務所等に備え置くことが義務づけられております。

当該最終処分場における展開検査につきましては、広島県がこれまでに行った立入調査では適切に実施されていることが確認されておりますが、現在、地域住民等の不安の声を踏まえ、広島県において当該処分場に対する行政検査を充実強化しているところであります。仮に、展開検査を実施していないなど、法令違反に該当するような不適切な処理が判明した場合には、広島県において厳正に対処されるものと考えております。

次に、浸透水が基準値を超過することが繰り返されることにつきましては、周辺生活環境への影響が懸念されるものであることから、本市といたしましても広島県からの指導により速やかに改善されるべきであると考えております。また、当該産業廃棄物最終処分場

からの排水について市民が懸念を抱かれていることは認識しており、こうした市民の懸念を払拭し、安心を確保するために、指導監督権限を有する広島県に対して、三原市と連名で、最終処分場の適正な維持管理及び周辺的生活環境の保全等について要請を行ってきたところであります。

次に、水源保護条例の制定につきましては、本郷産業廃棄物最終処分場は三原市内の施設であり、本市の条例ではなく三原市水源保全条例の規定が適用されるものであることから、三原市での効果などを踏まえた上で検討を行っていくこととしており、必要な情報の収集に努めているところであります。

本郷産業廃棄物最終処分場の周辺生活環境の保全のためには、事業者による展開検査の確実な実施など法令を遵守していくことが重要であるため、今後も三原市と連携し、情報の収集や共有を図りながら、必要に応じて広島県に対して当該産業廃棄物最終処分場への廃棄物処理法に基づく適正な監視、指導が行われるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、調整池のヘドロの貯留水につきましては、その性状に応じて適切に処分される必要がありますが、広島県から、浚渫に伴って生ずる土砂等については廃棄物処理法の対象外となり、生活環境保全上支障がない限りにおいて当該最終処分場に土砂等として使用することは違法ではないとお聞きしております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（高重洋介君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 松本議員の質問にお答えいたします。

2点目の、竹原市小中学校の教員の長時間、過密労働の改善についての御質問でございます。

令和4年度から令和6年度を計画期間とする学校における働き方改革取組方針において掲げる時間外勤務時間が月45時間超の教職員をゼロにする目標につきましては、令和6年度11月の時点で月45時間超の教職員は18人となっております。非常に厳しい目標ですが、令和2年度と令和5年度の時間外勤務時間が月45時間超の教職員の延べ人数を比較すると85人の改善となっており、働き方改革の取組成果が一定に見られるものと考えております。

今年度末にはこれまでの取組を検証し、令和7年度からの取組目標や具体的な取組内容を定めた、新たな学校における働き方改革取組方針を策定する予定としており、教職員一

人一人が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを推進し、市立学校における働き方改革を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、労働基準法による小中学校教員の労働時間、休憩時間及び年休の定め及び教員の授業時数と授業1コマ当たりの授業準備時間につきまして、労働時間は労働基準法第32条において、使用者は労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて労働させてはならない、1日について8時間を超えて労働させてはならないと規定されておりますが、県費負担教職員については広島県の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例が適用されるものであり、当該条例第2条において、職員の勤務時間は休憩時間を除き4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする、また第3条において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする規定されております。

休憩時間については、労働基準法第34条において、使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと規定されておりますが、県費負担教職員については、広島県の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例が適用されるものであり、当該条例第6条において、任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中におかなければならないと規定されております。

年次有給休暇については、労働基準法第39条において、使用者はその雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続しまたは分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない、さらに勤務年数に応じて休暇日数が加算され、6年6月以上の継続勤務で20労働日の有給休暇を与えなければならないと規定されておりますが、県費負担教職員については、広島県の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例が適用されるものであり、当該条例第12条において、年次有給休暇は職員の区分ごとに20日を超えない範囲で定める日数と規定されております。

次に、労働時間の現状把握につきましては、出退勤管理システムにより、出勤時刻、退勤時刻を本人がシステム上で打刻することにより記録されており、教育委員会においても、教職員の出退勤時刻及び時間外勤務時間等を把握し、毎月集計しております。

また、休憩時間につきましては、校務運営規程にも明記して全教職員に周知するとともに、全ての教職員が取得できるよう、各校において1日の勤務時間の割り振りを行っているところであります。その取得状況の把握といたしましては、令和5年度11月に休憩時

間の自由利用の現状について、小中義務教育学校の常勤職員を対象にアンケート調査を行っており、その結果として、おおむね自由に利用できていると答えた教職員は29.2%であり、時々自由にできていない日がある、自由に利用できていないと回答した教職員は残りの70.8%であります。その主な理由として、緊急ではないが、児童生徒の相談対応、授業の準備等が挙げられておりました。このことにつきましては、児童生徒の相談に対してすぐに相談に応じて解決を図ろうとすることや、しっかりとした授業のための用意を行おうとする教職員の行動実態でもあると考えております。

年次有給休暇の実態把握につきましては、定期的な学校訪問において休暇所得に係る関係諸帳簿を確認することで勤務実態を把握しており、校長連絡会においても、竹原市教育委員会特定事業主行動計画を基に、年間の年次有給休暇日数15日以上の取得促進に努めるよう勧奨しているところであります。

教員の授業時間数につきましては、各校において異なるものであるため、各校種別に、児童生徒数が一番多い学校の1教員当たりの状況について説明いたしますと、竹原西小学校は1週間当たり21.6こま、972分であり、1日当たりが4.3こま、193.5分となっております。

竹原中学校は1週間当たり16.9こま、845分であり、1日当たりが3.4こま、170分となっております。

忠海学園前期課程は1週間当たり23.6こま、1,062分であり、1日当たりが4.7こま、211.5分となっております。

忠海学園後期課程は1週間当たり16.6こま、830分であり、1日当たりが3.3こま、165分となっております。

授業1こま当たりの授業準備時間につきましては、校種や教職員の経験値等に違いがあることから一律に必要な準備時間をお示しすることはできませんが、子供と直接接する時間はもとより、授業準備等を含めた子供と向き合う時間の確保に係る小中義務教育学校の常勤職員を対象としたアンケート調査の結果では、確保ができているとの回答が令和5年度1月の時点で80.1%であり、一定の授業準備時間の確保はできていると考えております。

次に、教員の授業準備と労働時間に係る私の答弁と教員の時間外労働時間の削減、縮減の取組についての御質問でございます。

教員の授業準備と労働時間につきましては令和4年2月の一般質問で答弁させていただ

いているとおりであり、授業の準備については、教材の研究や作成、資料の収集、児童生徒の学習状況の分析、教科の学年間の系統性等の分析、他教科との関連等と極めて広範囲にわたることから、実態として明確な定義は困難であり、労働時間に含まれるか否かについても線引きをすることが困難であると考えております。

教員には、児童生徒に接する時間や授業を磨くための時間を十分に確保し、毎日、児童生徒の前に生き生きと教壇に立ち、充実した教育活動を行うことが求められることから、教員の時間外労働時間の削減、縮減の取組については、児童生徒との関わり、授業準備の時間を確保しつつ、会議の持ち方の工夫、グループウェアによるICTの効果的な活用、諸表簿等の簡略化、県費による加配教員や部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の要望、市費による校務支援員や介助員等の配置、教職員の意識改革など、様々な取組を引き続き進めてまいります。

次に、学校・教師が担う業務に係る3分類の整理と具体的な業務の削減についての取組や予算執行につきましては、学校業務の役割分担や適正化に向けて文部科学省が示した学校・教師が担う業務に係る3分類について教育委員会においても的確に認識し、市費による会計年度任用職員を配置するなど、教職員の負担軽減に努めているところであります。

具体的には、基本的には学校以外が担うべき業務におきましては、事務補助員による学校徴収金の管理を行い、また学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務においても、事務補助員による調査、統計等への回答等や部活動指導員、外部講師による部活動指導を行っております。さらに、教師の業務だが負担軽減が可能な業務におきましては、理科支援員やALTによる授業準備の補助等、加えて用務員や校務補助員による給食時の対応及び学校行事の準備、運営、学校教育支援アドバイザーや介助員による支援が必要な児童生徒、家庭への対応を行っております。これらの取組を行うため、今年度は市の会計年度任用職員を66名配置し、総額で1億4,800万円を予算計上しております。

今後におきましても、学校以外が担うべき業務について地域等で行っていただける取組となるよう調整を図るとともに、限りある財源の中で人的環境の整備も進め、さらに国や県に対して基礎定数増や加配教員の要望等に取り組むことで教職員の業務量の適正化を図り、学校における働き方改革の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それでは、産業廃棄物の問題から再質問したいと思います。

まず第1点目で、確認を含めてお尋ねしたいのは、本来、安定型産業廃棄物から出る浸透水、排水は、水質の悪化、汚染が起きてはいけないというふうに私は認識しております。それと、事業者の説明も、私も聞きに行ったことがありますけれども、5品目の廃棄物の指定だから雨水等により腐敗や変質しない廃棄物ですよというような説明がありました。これは壇上でも言いましたけれども、これを前提にして答弁を求めたのですがその答弁はなかったものですから、今言ったように安定型産廃場の浸透水というのは水質の悪化、汚染が起きてはいけないということは間違いがないのかどうか、事業者の説明も。

こういうように説明されたので、私はそうだと思っていたのですが、それが正しいのかどうかをまず確認と、そういったことが正しかったとすれば、なぜ排水から臭いや泡が出るのかと、このことについて壇上で聞きましたが答弁がありませんでした。確認を含めて、再度お尋ねしておきたいと思います。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本郷産業廃棄物最終処分場の悪臭等についての御質問でございます。

法令上、安定型産業廃棄物最終処分場には、雨水にさらされても性状が変化しない廃プラスチック類や瓦礫類など安定型産業廃棄物のみが埋め立てられていることから、適正な維持管理が行われている安定型産業廃棄物最終処分場の浸透水が周辺的生活環境に悪影響を与えることはないと考えられております。

本年10月23日に広島県が実施した行政検査において、本郷産業廃棄物最終処分場の浸透水から法令で定める基準値を超えるBODが検出されております。一般論としましては、BODの値が高い場合、悪臭が発生しやすくなると考えられておりますが、現時点では、広島県からBODが基準値を超過した原因等が公表されていないため、臭いが発生している原因に関する情報を持っておりません。

本市といたしましては、今後の動向を注視し、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。また、安定型産業廃棄物最終処分場が適切に運営されている場合には浸透水のBODの基準値超過が頻繁に検出されることは考えにくいいため、現在、広島県から事業者に対し、基準値超過に対する徹底した原因の究明と改善措置を講じるよう指導が行われていると認識しております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私の最初の質問に対する答弁は、法令上適切な管理が行われてい

れば、私が質問したように、実際に泡や臭いが起こってはいけないというような答弁だと思うのですね。ですから、確認したいのは、法令上そういう適正な管理があれば汚染してはいけないということが前提ですから、泡や臭いがなぜ起こるのかということは県が公表しないからということで今答弁があったのですが、私が特に気にするのは、今も地元住民はなぜこういうことが起こるのかということに心配されています。これは近々今の状況がストップしない限りは竹原市にもこういった事態が起こることですから、だから県が公表しないから分かりませんと、こういった議会の公の場で質問して分かりませんというので、これはぜひ市長に聞きたいのだけど、その点を。

これは県が設置管理しているから、竹原市にそういった三原市と同じようなことが起こってはいけないと私は心配しているし、特に竹原市の貴重な水、竹原市の豊かな安全なおいしい水というのは、売りというのか、竹原市の本当に誇るべき宝だと思うのです。ここに危機が迫っているのに県が公表しない、だから公の場で答弁できません、こういった状況で、市長は認めるのですか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 基準値超過の原因の究明については事業者はその責務がございまして、それに関して、先ほども申しましたけれども、広島県から事業者に対し、徹底した原因の究明と改善措置を講ずるよう現在指導が行われているところでございます。その改善措置が図られた後には、県のほうから、その原因に関しても公表されるものと認識しております。

以上です。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私がやっぱり言いたいのは、壇上でも言いました、今回が初めてではないのですよ。マスコミとかでも4回目のいろんな指導、指導、指導、指導となっているではないですか。だから、私から言わせれば、県自身が直接調べない、それは事業者の責務だから、そうやってきたけれども同じことを繰り返しているわけですよ。これを放っていたら竹原市でも同じことが起こって、同じように答えるのですか、あなた。竹原市の水源が近々もう汚染される可能性がある。本当においしい水、豊かな水、竹原市の酒造りにも私はこういったおいしい水が貢献していると思うのですね。だから、もちろん飲む水、農業用水、それだけではなくていろんな事業をされている方のイメージといいますか、それだけではない飲料水にも影響、事業活動にも影響する、こういった重要な問題で

あつて、こういう事業者任せでいいのかどうかということなのですよ。

それで、そこに関わって、今こういった水質基準を超えた場合、要するにこういった汚染が発生した場合は事業者の責務だと、その原因と究明、改善措置が適切であるかどうか県が確認することになっているというように答弁がありましたね。私は、事業者は極端に言ったら悪質だと言い切ってもいいと思うのだけれども、今の答弁でこういった汚染が起こった原因は事業者の責務だと、事業者の原因究明、改善措置が適切であるかどうか、このことについては県が確認するということになっています。ですから、4回もこういうことが起こって私はどうなのかなと思うのですけども、1回、1回の指導で、県はきちっと事業者が出してきた原因、それと改善措置、これをよかったと確認されて、事業再開というのですか、きちっと汚染原因と抜本的な対策を県が確認されて事業の再開を認めている、そういった理解になりますけども、そういうことなのでしょうか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県における確認についての御質問でございます。

広島県からは、本年10月のBODの基準値超過についてはBODが極めて高い濃度で検出されていることから、あらゆる可能性を考慮し、搬入された廃棄物の調査を中心に、廃棄物の掘り起こしも含め事業者に徹底した原因の究明を求めており、現在事業者においてその原因究明を行っているところであるとお聞きしております。また、過去2回の基準値超過につきましては、事業者による基準値超過の原因究明や改善指導について、県においても現地調査や専門家の助言を踏まえた検証を行っており、科学的見地から、事業者から報告された原因究明及び改善措置の内容が適正であると判断しているとのことでございます。

また、改善措置後には、浸透水の行政検査を実施し基準に適合していることを確認するとともに、搬入再開後にも継続した行政検査を行い、基準値超過に関する原因究明及び改善措置が適正であったことを確認していると伺っております。

以上です。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 事業者の原因究明と改善措置、これが本来適正に行っているのなら、県がそれは科学的に基づいて適正だというようなことを言われたのですかね。もしそれが事実なら、何でこういうことが繰り返されるのかということも説明しなくちゃいけないです。4回まで起こる前に、何でこういった汚染が起こるのかと、事業者の責務ですよ

と、原因を解明しなさい、究明しなさいと、そういったことが起こらないように抜本的な改善措置を取りなさいということが事業者の責務で、県がそれを確認してやっているということが本当に正しいのなら、こういうことは私は起こってはいけないと思いますけども、なぜそういうことが起こるのですか。科学的根拠で県は正しいと確認しているのに、何で4回も同じというのかこういった指導をせざるを得ないようなことが起こるのですか。そこを端的に説明してもらえますか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 基準値超過が繰り返されることについては、県においても大変重大なことだと受け止めておられまして、今回の基準値超過に当たっては原因の徹底的な究明を事業者に求めておられますし、今後においても、こういったことが度重なる場合であれば、より厳しい対応をしていくというふうに伺っております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 我々もだけれども、県のほうがそこを真剣にやって、ぜひ報告してもらいたい。

それと、私なりに考えた、4回も何で起こるのかなと、これだけ貴重な水が何で汚染されるのかなというのを物すごく心配するわけですよ。それで、毎日、三原に流れる汚染水というのを見に行きますけれども、それがだんだんだんだん悪化している状況なのですね。こんなことが竹原市に起こったら大変なことになるということを物すごく私は心配するわけで。

それで確認なのですけれども、2点目のところで、産業廃棄物の展開検査のことを質問いたしました。そこで今答弁があったのは、この目的というのは、安定型産廃場へ指定された品目以外の廃棄物の混入を防ぐためだと、それで埋立てする前に車から下ろして、そこで目視だけれども指定された廃棄物かそれ以外のものかというのを確認するとか、付着物があれば確認して除外するとかというので展開検査という目的と実施方法を今言われました。私もそうだというふうに信じています。それで、もしこれがやられていなければ違法な状況だということで県も指導するであろうと、適正に対応するだろうということをおっしゃいました。そこで、答弁で展開検査について気になったのは、広島県がこれまで立入調査では適切に実施されたと確認されたと、立入調査はですよ。

ですから、ここでお尋ねしたいのは、この産業廃棄物の埋立ての事業活動といいますか、実際に本郷の産廃場に埋め立てられたのは、いつからそういった事業活動といいますか

か埋立てが始まったのか。

それから、県の立入調査は、この間ありますけれども、何回ぐらい立入調査して、その期間が1日なら1日で何回立入調査したのか報告があると思うのですが、立入調査の回数とその期間、それをお尋ねしたいと思います。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 県の立入調査についての御質問でございます。

事業者が公表されている維持管理記録簿によりますと、事業者がごみの搬入を開始したのは、令和4年9月から廃棄物の搬入が開始されております。

次に、県の立入調査でございますが、立入調査の回数や期間につきましては、行政執行情報でございますので原則県は非公表にされていることから、県が公表されている以外の情報につきましては本市はその情報を把握することができておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市長にお尋ねしたいのですが、今の部長答弁がありましたね、ごみを捨てた分は去年の9月からですか、始まったということを言われました。去年9月から一般廃棄物をそこへ搬入し出して1年ちょっとたっていますけれども、この間も4回も県が指導しているというような実態があります。

そこで、何回立入調査、私がそこをくどいように聞いたのは、県が立入調査したときには展開検査は確実に実施されているということで、去年9月から今日まで、立入調査は何回やられたのか、その期間は何日だったのかということについては公表できないというのはそれでいいのですか、市長、それはそれでいいと思いますか、お尋ねしておきたい。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） すみません。

先ほども申しましたように、県が公表している以外の立入調査の回数については把握しておりませんが、県が事業者を指導した際の立入調査の回数につきましては、令和5年度中に5回、令和6年度中に5回となっております。

期間については、それぞれ1日ずつの立入調査となっておりますので、県が公表している立入調査についてですけれども、例えば今年度令和6年中は7月24日、8月26日、8月27日、9月25日、10月23日の5日となっております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今、部長から答弁がありました。この1年間超えますけど、去年9月から今日までで5年度は5回、今年度6年度は今までは5回とって、1日1回が1日ぐらいというように答弁があったと思うのですね。

ですから、県が行った、今年度でいえば5日間、昨年度でいえば5日間というのは確かに県が確認されてやっただろうけれども、私はこの事業者に今の4回もあったその指導状況を見ると、きちっと4回、5回、県としては指導が入った、そのときは展開検査はしているということでしたけれども、私がやっぱりいろんな住民情報から聞いたら、展開検査はやっていないよということなのですよ。

ですから、今部長にもう一回聞きますけども、5回県が入った、5日入った、そのときは展開検査はしているというのを確認した。気になるのは、あとの大多数の日にちですよ。ここの展開検査の確認といいますか、これはどうなるのですか。県は知らないよというようなことになるのですか。そこを聞いてもらえますか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 先ほども申しあげましたけれども、立入調査の詳細を明らかにすることは調査の実効性が損なわれるおそれがあることから、広島県は公表されておりません。そのため、本市が把握することはできませんが、県から、埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着または混入の有無を確認するために、県は浸透水の行政検査を実施しているとお伺いしております。

以上です。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 行政検査をしているのは知っていますよね。私が言ったのは、今展開検査のことなのだけれども、これは大切なことですよ。ですから、今答弁の分で私が受けたのは、県が立入調査したときは展開検査したのを確認していると、県自体の説明でしょうけれども。

私は、残りの行っていないときは確認できていないから実際こういうふうな悪水が起きているというような捉え方でいいのですかね、やっぱり。県がやったときは、少なくとも1年以上の間としても5日ぐらいでしょうから、そのときは展開検査でさっき言った5品目は混入しないようにチェックしたけれども、あとの大多数360日はチェックしていないという現実があるから、こういった汚染水や泡水や基準値を超えるような状態が起こるといような理解でいいのでしょうか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますけれども、県からは安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着または混入の有無を確認するために水質検査を行っているということでございます。その行政検査につきましては、現在、強化して実施されておりますので、10月の行政検査におきましても、強化している中で基準値超過が判明したものと考えております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が言いたいのは、市長が答えてくれたらいいのだけれども、県が行政検査をやった、そのときは展開検査の実施は確認した。しかし、現実にはあとはやっていないのか分からないわけですね。だから、水質検査をやっているのだと、そこで実際出なくても水質検査がいいのならいいのだけれども、だんだんだんだん悪い結果が出てきているのではないですか。

だから、普通の考えでいえば、展開検査にもいろいろあるでしょうけれども、確認もあるでしょうけれども、少なくとも百歩譲って県がやったことが正しくて、あと残りの360日はやっていないのではないかという情報があるから、実際に市民から情報をもった分では、写真も動画も私は持っていますけれども、搬入した分をそのまま展開検査もしないで、すぐそこへ平げて、土をかぶせているのですよ。このことは確認していますか。この情報は県にも行っているのですよ。こういった展開検査をほとんど5日以外はやっていないと言われても仕方がないでしょう。いろんな情報なんかは、住民の監視の方がいろいろ努力されて産廃場の展開検査はやっていない、私も動画で確認しました、写真も持っています、ここに。

だから、こんなことをあなたがすぐ確認してくださいよ。県がやるのだからと言うのではなくて、もう近々竹原市にも来るわけだから、県任せではいけないよね。三原市と県と一緒にあって、ここのJABの業者がどういうことをやっているのかというのを確認してください。それをすぐ報告してください。できますか、それがちゃんと。あなたができないなら、市長がやると明言してください、この場で。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 展開検査の状況についての御質問でございます。

本市においては、展開検査の状況について事業者が公表されている維持管理記録簿以上の情報を得ることはできませんが、広島県に確認したところ、事業者が展開検査を適切に

実施していないといった住民からの訴えがあることは県においても承知されているということでございます。これまでに県が立入調査で確認した限りでは適切な実施が確認されているということでありましたが、仮に展開検査が実施されていないなど法令違反が確認された場合には、県において厳正に対処されると考えております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） だから、住民の情報とか私も資料を見ました。ここでは展開検査なしですぐ埋めているということを明言できますよね。私の分のこういった指摘をまず確認すべきですよ、私の言ったことが本当なのか。その住民のことで聞いてみなさい。県のところへ行って確認しなさい、あなたは絶対に。これをしないで、県任せ、県任せといったら、竹原市にもう流れてくるわけですよ。これを絶対に許すわけにはいかないよ、もう。

だから、明日にでもすぐ県に行って、こういった展開検査をやっていないと議会で発言があった、証拠があるというのは県にも言っているはずなのですが、見せてくれというなら資料を出します。これを持って県の担当者に行って、あなたこれやっていないの本気ですかと、これを許したら竹原市は困ると、三原市も困りますけれども竹原市も困る、何とか止めてくれと、こういうことは。いうのはできますか、もう。そこを約束してください。市長が約束すれば。すぐこういった事実を、展開検査をやっていないという発言があった、これを確認しますと。もしやっていなかったら、私は搬入中止を、撤去してほしいけれども、そういったまず確認を。これを近々確認させるというのを市長が明言してくださいよ。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 展開検査については県の行われる事務でございますが、県のほうにおいても、住民のほうから事業者が展開検査を適切に実施していないという訴えをお聞きになっているということでもありますから、県の業務については、県のほうで適切な対応を検討されているところと思いますが、基準値超過が繰り返されることについては、本市においても憂慮すべき事態であると考えております。

仮に、展開検査が実施されていないなど法令違反が確認された場合には、県において適正な対応を求めてまいりたいと考えております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ、事実確認と、県に情報が行っているのなら一緒になって、

本当にどのような状況なのかを市も一緒に確認すべきですよ。ぜひ、それをやっていただきたい。

それと、関連なのですが、三原市の状況を見ると、4回もこういった指導があつてよくなつたとか、住民の人がこれは県が指導してくれたから排水汚染は起こっていない、それがだんだん減っているよというのならまだしも、しかし現実には逆なのです。やればやるほどこういった悪化して、現地の川底を見てください、黄色いへドロ状のものがへばりついていますよ。それをつんとする臭いもしますよ。こんなことではっきりしているのに、竹原市に近々にそういったことが起ころうとしているのに、これ以上、今止めないでどうするのですか。

事業者がおかしいことをやっていたら、違法なことをやっていたら、今まで埋めた分を全部撤去して元に戻すことは可能なのですか。考えを聞きたい、そこを。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 三原市の公共用水域において、褐色でありますとか、オレンジ色でありますとか、そういった土壌が河床のほうに堆積していることについては承知しております。三原市で水質調査が行われておりまして、報道によりますと無機物でありまして、人体に有害な物質ではないというふうに報道されておりました。

本市におきましても、本市の公共用水域において、そういった汚染された水が流れてくるようなことがありましたら、そういった水質調査など、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今人体に云々と言うけども、今年8月の県の指導の中では、鉛の基準が1.8倍なのですね。ですから、BODは7.5倍とかいろいろありますけれども、だから私が言ったのは、その指導があつてもますますそういった水質の汚染の状況が改善ではなくて逆に悪化しているよと、これを今止めないでどうするのかと、元に戻せるのですかと聞いたらそこは何も答えないではないですか。

現実にはなかなか大変ですよ。ですから、今のうちに止めないと、このJAB事業者では拡張してやったらもう流れてくるわけですね。それからでは遅いということを厳しく言っているわけなのです。今なら止められるかもしれない、その可能性があるかもしれないということで、ぜひそこは実態調査をして、この違法なことがあれば、搬入中止はもちろんだけども、この産廃場そのものをやっぱり撤去させると。この産廃場そのものを廃

止させるといふことも強く求めておきたい。

それから、もう一つ確認したいのは、壇上でもお聞きしたのは、産廃場から下流域へ流れる調整池というところがあって、その浚渫やヘドロ、これはやっぱり違法になるのではないかということも、私の見解を言いました。それで、答弁というのは、浚渫土云々ということがあったと思うのですね。県から、浚渫に伴って生じる土砂等は廃棄物処理法の対象外だと、だから生活環境に支障がない限りということで、県としてはこの調整池から、私が言った調整池の浚渫の分とか、たまった貯留水といいますか、悪水なんかを元にまた戻して、そこでやっているわけですね。ここは有害物質は含まれていないとかを県は確認しているのですか。その土砂とかその水質は基準値を超える数値は出ていないよというのを確認してから産廃場のところへ搬入させているというか、やっているのかどうかを聞きたいと思います。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 有害物質が混入されているのかどうかというのは県に対して確認しておりませんが、有害物質であれば搬入は適正ではないということになるかと思っておりますので、有害物質でない土砂については違法ではないという回答をいただいたと認識しております。

議長（高重洋介君） この際、会議時間を延長しておきます。〔午後3時53分〕

14番松本議員。

14番（松本 進君） だから、そこが曖昧な答弁なのですよ。私が言っているのは、産廃場から調整池というのがありますけども、その調整池へ流れて排水するというところで、調整池にたまったヘドロとか貯留水ですよ、これはやっぱり確認してから埋め立ててもいいよという分ならまだいいけれども、私らが常識的に考えるのは、そこは茶褐色に濁って臭いがする、そういった分を検査もしないでというのは、確認してください、まず、していないのならね。確認しないで、県はもう一回同じところに捨てさせているのかということになったら大変なことになりますから、まず私は、何か見た感じでは、しないでそのまま捨てて、埋めたり、流したりということがあったから単なる土砂ではないよと、有害物質が含まれた鉛とかというのが出ているわけですから、その土砂とか水とかを元へ戻して埋めているということ、これはやっぱりいけないと思うのですね。

それとの関連で、こういう質問をすることになったときに電話なんかがありました。現在、今さっき言った調整池からヘドロと水をその産廃場のところに戻すといいですか、

捨てています。その水とかが土でしたら雨が来たら流れる、それが今捨てている場所です、竹原市の尾根を越えてというのですかね、要するに、捨てる場所は竹原市にも流れる分がもう今でも起こっているのではないのかということも聞いたのですね。ですから、もし今調整池から産廃場に捨てている場所、ヘドロと水を捨てる場所、そこが今の状態でも尾根を越えて竹原市に流れるのではないのかというのを聞いたものですから、ここもぜひ、事実関係を含めて調査していただきたいということについてはどうですか。

議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 議員御質問の件につきましては、県等に確認したいと思います。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

マイクをお願いします。

14番（松本 進君） 教育委員会関係で、先生方の長時間過密労働の解消について質問したいのですが、時間の関係もあるのですけれども、1つはこういった先生方の長時間過密労働を解消していくという要になるのは、文科省も示しているような業務の3分類ですよ。学校・教師が担う業務に係る3分類、これがあって、壇上でも言いましたけれども、1つは基本的には学校以外が担うべき業務、2つ目には学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、3つ目が教師の業務だが負担軽減が可能な業務、これは文科省も指導していますけれども、竹原市教育委員会としては、先生が今やっておられる仕事の中で3分類があると、これはきちっと整理されて、すぐぱっと解決とは私も言いませんけれども、まずその出発点としてはこの3業務を、学校以外の業務、先生が担う必要がない2つ目の業務、あとは負担軽減が可能な業務という3つの分類をなさいよというようになっています。

竹原市としては、この3つの分類の業務はきちっと整理されているのかどうかをまず確認したい。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 学校・教師が担う業務に係る3分類についての御質問でございますが、これを整理されているのかという、質問の趣旨が分かりにくい部分があるのですが、この3分類についての認識のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

学校が担うべき業務を大きく分類いたしますと、学習指導要領を基準として編成された

教育課程に基づく学習指導、これが1点。児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導、進路指導、これが2点目。保護者、地域等と連携を進めながら、これらの教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な学級経営や学校運営業務、このようになっております。

教師においては、こうした業務に加えましてその関連業務について範囲が曖昧なまま行っている実態がある一方で、教師以外が担ったほうが児童生徒に対してより効果的な教育活動できる業務、また教師が業務の主たる担い手であってもその一部を教師以外が担うことが可能な業務が存在している、そういうふうに認識しているところでございます。

したがいまして、この文部科学省が示しましたこの3分類に基づいて14業務がございしますが、それぞれにおいて今教育委員会でできる取組を進めているところでございます。

以上です。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今、次長が言われたように、文科省が示した学校教師が担う業務、これが3分類あると、今答弁もあったように、内容は14項目ありますよね。だから、今それはあなた御存じだと思うのですよね。ですから、私が言ったように、その14項目を言われた中で、学校が担うべき業務があるわけです。1から4まであります。あと、学校業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、5から8まであります。教師の業務だが負担軽減が可能な業務、これは9から14まであります。この業務が、すぐできるかどうかは別として、竹原市教育委員会としてこの業務は整理されていますかと、この3つの分類に。そのことをお尋ねしたのです。

これを整理していないのなら、まず第一歩の出発点ができていないということですから、これができて、もう2019年ですから、答申が出たのは、四、五年、何をやってたのかということになるわけですから、ぜひこの3分類はもう少なくとも整理されているだろうということを前提に聞いているわけですから、この3分類で基本的に学校以外の業務が4つまでありますけれどもここはきちっと整理されているか、5から8まではきちっと整理されているか、9から14まではきちっと整理されているかを確認しているわけですから、どうぞ。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 整理されているかということは、こういった3分類に対する認識に基づいてどのように対応しているのかということと受け止めております。

それでは、14業務あるので、ちょっと長い答弁になるかもしれないので、そこはちょっと恐縮ではございますが……

(14番松本 進君「一くくりに」と呼ぶ)

1つつ御説明を……

(14番松本 進君「認識しているかどうかでいいよ」と呼ぶ)

認識しております。整理しておりますので、その整理の具体的な内容を御答弁させていただこうと思うのですが……

(14番松本 進君「ちょっと待ってくれよ、私は分類しているかどうかを聞いているわけです」と呼ぶ)

分類しております。

議長(高重洋介君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 分類しているなら、その前提で出発しますよ、前提で。答弁では、今第1分類の徴収金等があった、あとの3つはどうなっているのですか。

議長(高重洋介君) 教育次長。

教育委員会教育次長(沖本 太君) まず、1つ目の業務の基本的には学校以外が担うべき業務の中のまず1業務目、登下校に関する対応でございますが、登下校の通学路における見守り活動の日常的、直接的な実施につきましては、基本的には学校教師の本来的な業務ではなく保護者や地域住民など学校以外が担うべき業務、これは議員がおっしゃられます中教審答申の中で示されたものでございます。本市におきましては、基本的には地域住民の方が中心となって、交通量の多い道路の横断歩道などにおきまして見守り活動を行っていただいているところでございます。今日の午前中の堀越議員の中の御質問の中にもありましたように、大乘地域を中心に、いろんな地域で担っていただいているというところでございます。

次に、2業務目の放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応についてでございます。

これにつきましては、お祭りなどのイベント時や夏休みの夜間などに、青少年健全育成の観点から、保護者また地域役員、教師等がチームをつくり、見回りを行っておりましたが、なかなか協力を得ることが難しくなったこと、また働き方改革を進めること、そして生徒指導上の課題も一時期に比ばましてほとんどなくなっていることなどから、これは数

年前に取りやめたところでございます。児童生徒が補導されたときの対応についてですが、最近では補導案件はございませんが、仮にあった場合は、第一義的には保護者が担うべきであると考えております。しかしながら、例えば警察による保護者への連絡がつかない場合に、警察から学校に連絡が入り対応について協力要請がある場合などは、管理職が中心となり対応を行うことが考えられると、そのように思っております。

4点目の地域ボランティアとの連携、調整についてでございます。

学校における地域との窓口につきましては、基本的には管理職である教頭先生が中心になって行っております。また、令和3年度から、全校に導入した学校運営協議会において地域ボランティアの紹介や依頼など連絡調整を行う役割を担っていただいている場合もあるということで対応しているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） さっき言った、1から4までの分で学校以外が担うべき業務ということで今説明があったのは、こういった業務から先生方が完全に外れるという言い方がいいのか、そういったら業務から外れたら負担が軽減できるわけですから、少なくともこの第1番目の1から4までの分は、保護者の理解も要りますけれども、勝手にあしたからやめるよというわけにはいかないでしょうけれども、そこは本来の学校業務ではないというのは保護者の方にも繰り返し説明して、何としても先生方の負担を軽くするという意味で、この1から4をばさっと取れば、そういった仕掛けをつくっていけば、先生方の負担も相当軽くなりますよね。

ですから、ここをいろんな保護者あつてのことで、先生がばさっとというわけにはいかないというのはよく承知していますけれども、ですから、ぜひともそこは一番の本来の業務ではない、学校教師の業務ではないというのは保護者の方にも理解してもらえるのかなというので、粘り強く、その成果が出るようにまず取り組んでいただいて、ここが一番私はやりやすいといったら言葉がちょっとありますけれども、取り組むべき課題ではないのかなと、あとは2番目、3番目というのが予算と人の配置が要るのしょうけれども、そこは充実して、負担をいかに軽くしていくかということに取り組んでいただきたいということを指摘しておきたい。

それで、働き方改革の分で、先生方の労働時間とか休憩時間とか、そういうことを質問いたしました。

それで、例えば教員の休憩時間の取得状況、出退勤は本人がパソコンで打って管理する

ということでしょうから、あと教員の休憩時間の取得状況については、これはどういった把握をされているのかなど。きちっと、さっき言った答弁があったような時間が取られているのかな、保障されているのかなというのが、現実を踏まえて課題があれば、課題があってこういう状況だということも併せて答弁いただければと思います。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 休憩時間の把握の状況ということでございますが、冒頭の教育長の答弁にもございましたようにアンケート調査を行った結果、おおむね自由にできていると答えた教職員が29.2%ということで、それ以外は時々自由に利用できていない日がある、自由に利用できていないと、そういった回答をされているというような状況でございますが、休憩時間の利用につきましては、教師自身の自由利用の観点から、自主的判断に基づいて行われているものとも考えておりますので、いずれにしても、しっかり休憩時間を取っていただきながら、そのことによってしっかり子供に対して向き合っていただける、そういった環境をつくっていくことは非常に重要だと思いますので、教育委員会としても、そのことをしっかり周知しながら取り組んでまいりたいと、そのように考えます。

議長（高重洋介君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） そういった通知とか指導は大切なのですけれども、教育委員会ができることは、1つは環境整備というのが具体的にないと、通知だけで休憩時間、法律になっているから取りなさいよと周知徹底ももちろん大切なものだけれども、アンケートの調査を今言われました、自由に取れているのは3割弱しかいない、あとは時々を含めて7割の人が自由に利用できない。なぜできないかというのが、そこをあなたは言われなかったけれども、その理由があるのは、緊急ではないが7割の人が時々を含めて自由に休憩時間を取れない、7割強の人がどういった理由で取れないのかというと、緊急ではないが児童生徒の相談対応がある、もう一つは授業の準備ですよ。これはやっぱり基本的な分で、こういった自由に休憩が取れないというのは、その授業の準備、これは労働時間に入るはずなのですけれども、こういった理由を挙げて休憩が取れないということを言われるのですね。

ですから、ここは教育委員会の責任で、早急に児童生徒の相談対応の問題とか、授業の準備の時間を確保しなくてはいけない、これは人の配置になるのでしょうかけれども、取れない理由を具体的にどう解決していくかということが大切ではないでしょうか。その具体

的な、今2つの理由を言いましたけれども、この対策というのがあるのでしょうか。

議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） そうですね、時間外勤務の縮減にもつながることとなりますが、この環境整備については、人的環境の整備と物的環境の整備というのですかね、そういったものがあろうと思います。

人的環境の整備につきましては、議員おっしゃられるように、会計年度任用職員とかそういう県費の職員を増やしたりして人によって解決していく、そういった方法もございますし、物的環境としては、我々が今取り組んだことといたしましては、学校現場にグループウェアを導入しているんな情報共有をしたり、そういった働く環境を物的なところから支えていく、そういった整備をすることによって労働時間の短縮のほうにつなげていっているところでございます。

議員さんの御質問の中で、授業準備は労働時間に入るのではないかというような御指摘があったのですが、そもそも労働時間については、その使用者の指揮命令下にあることが前提となっておりますが、この授業準備については教職員の自主的判断によって行われているものであって労働時間ではないと、そのように認識しております。

議長（高重洋介君） 松本議員、時間がないです、最後の質問となりますので、よろしくをお願いします。

14番（松本 進君） 時間の関係ですが、授業の準備のことで確認を含めてお尋ねしたいのは、壇上で聞いたら、教育長の答弁は、授業準備の時間は授業1こまの準備時間をどう確保しているのかということをお聞きして、教育長の答弁は、いろいろやっぱり経験値とか違いがあるので、一律には必要な時間を示すことはできないという答弁がありました。

それで、いろいろ新人さんとかベテランの人とかいろいろあるのでしょうかけれども、ここで例えば竹原西小学校の教員の授業時間で、特に新人の人だと思うのですが、最大では何分ぐらい授業準備の時間が確保されているのか、経験値のある人は要らないのか、どのぐらい確保されているのか、このことを確認しておきたい。一定の授業準備の時間は確保できているというので、一定の中身が、新人はちょっと長いでしょうけれども、最大は何分確保で、最低ではベテランの人は要らないと言っているのかどうか分かりませんが、最低でもこれだけは準備してもらっているということをお尋ねしておきたいと思います。

議長（高重洋介君） 教育長。

できるだけ簡潔にお願いします。

教育長（高田英弘君） 議員の御主張の今回の質問の冒頭にリード文で書いていただいている、第一義は教員の健康、家族との時間とかということは、子供の成長、学力向上に重要だというのは全く同じ思いでありまして、そここのところの基本認識は我々もしっかり持っているところでございます。

問題の授業準備の時間につきましては先ほど私が壇上で申し上げたとおりですが、別の言い方をいたしますと、これは松本議員も御承知のことだと思っておりますけれども、今日もおっしゃった、さいたま地裁の判決文の中に、教員の職務は使用者の包括的指揮命令の下で労働に従事する一般労働者とは異なり、児童生徒への教育的見地から教員の自律的な判断による自主的、自発的な業務への取組が期待されると、例えば授業の準備や授業研究等については個々の教員の教育的見地、学級経営の観点からこれらの業務を行うものであると、これは御存じのとおりなのですが、というふうに、ここからここまでというのははかり切れないから、これも御存じのように、例の教職調整額で4%がついているわけですよ。4%については、昭和33年の調査で、これは教員が月に8時間だったのですね、時間外勤務が。月に8時間ということは週で2時間、当時は週6日の勤務でしたから、1日にすると20分なんです。時間外勤務が20分という中で、今できるわけではないではないかというのも裁判官がおっしゃっている。だから、そういう意味において、そういう実態は理解をいただきながら、ただ今回の国会で石破首相が所信表明演説の中で、給時法について予算編成過程の中で調整を進めるというふうに、こういうふうにおっしゃっていますので、我々としたら、そこで現状に見合った改善がされるということをすごく期待しつつ、今日の議論の中にもありましたけれども、学校の中でできることは、私たちが校長も一生懸命になって今やっている、そここのところについては御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（高重洋介君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、12月17日午前10時から本会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時16分 散会